

## 第 3 章 歴史公文書等の受入れ、保存及び利用等

### 1 移管に向けた公文書の管理に関する適切な措置

(1) 歴史公文書等に関する各種基準やガイドラインの運用及び改善に関する支援

① 概要

館は、歴史公文書等に関する各種基準やガイドライン等の運用及び改善に関し、内閣府に対して専門的知見から調査分析及び助言等を行っている。

② 実績等

i 行政文書ファイル等の移管、廃棄等に関する手順等に係る支援

行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（以下「レコードスケジュール」という。）の設定、移管、廃棄等の手順については、

- ・「公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 8 条第 2 項の同意の運用について」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）
- ・「公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成 23 年 4 月 1 日内閣府大臣官房公文書管理課長決定。以下「課長決定」という。）

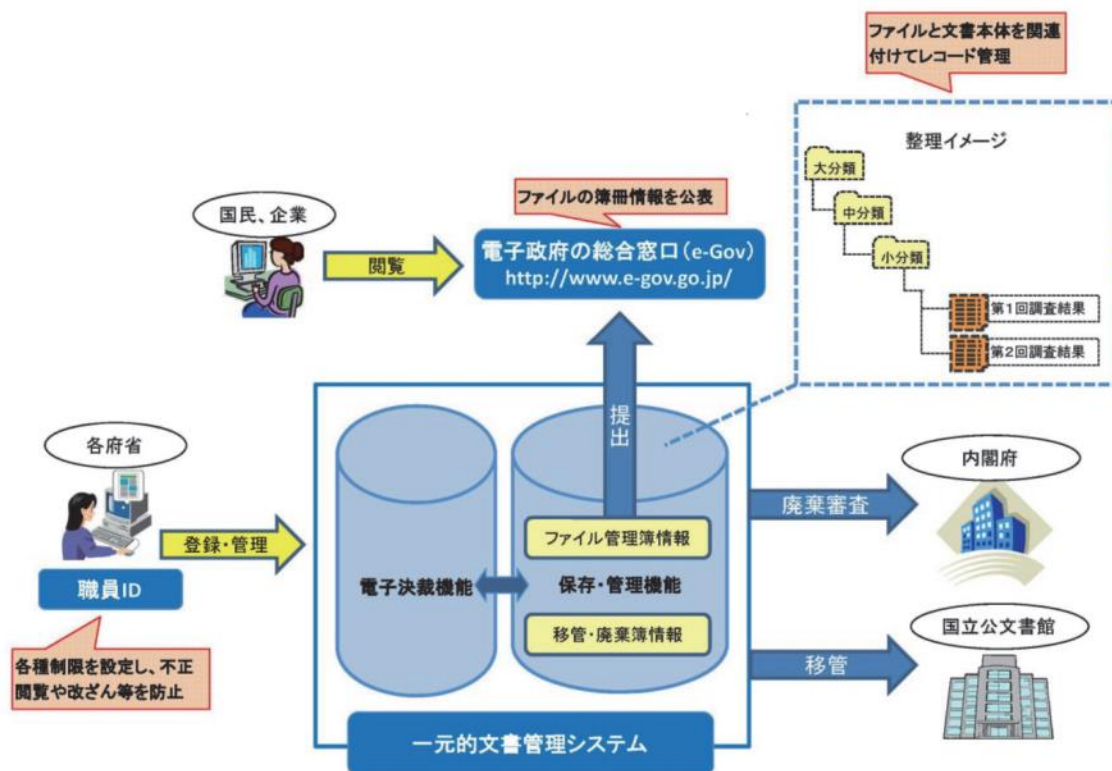
が定められ、各行政機関に通知されている。（資料 3—1）

このうち、移管・廃棄協議等の実施については、課長決定で、「文書管理業務の業務・システム最適化計画」（平成 19 年 4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき総務省により整備された政府全体で利用可能な一元的な文書管理システム（以下「一元的文書管理システム」という。）を利用している行政機関においては、原則として一元的文書管理システムを利用して手続きを行うこととされている。

館では、現行の一元的文書管理システムについて、館への歴史公文書等の円滑な移管を確保する等の観点から、改修に係る要望、提案等を行うことを通じて、内閣府及び総務省を支援した。

また、館は、平成 26 年度に予定されている一元的文書管理システムの次期システムへの移行へ向けた総務省の取組を、次期システムに盛り込む機能等について要望、提案等を行うことなどを通じて、内閣府と共に支援している。

○一元的文書管理システムの概要



ii 東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考え

行政機関における行政文書ファイル等のレコードスケジュールの判断については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「行政文書ガイドライン」という。）別表第2「保存期間満了時の措置の設定基準」に基づいて行われている。

館は、「東日本大震災に関する行政文書ファイル等」については、行政文書ガイドライン別表第2の2（1）注②の「特に重要な政策事項等」に該当するものとし、東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管（評価選別）に係る基本的考えについて整理し、平成24年6月18日に内閣府と連名で各行政機関に連絡した。また、平成25年度においても、館主催の研修会等における講義等により、その周知を図った。平成25年度計画1.（2）iでは、「東日本大震災に関する歴史公文書等が、公文書管理法等に基づき適切な運用が行われているかを内閣府と協同して把握に努める。」こととした。これを踏まえて、当館としては、内閣府において実施した「平成24年度の公文書等の管理等の状況について」の調査によって状況を把握するとともに、復興庁が廃棄することとした文書（保存期間が1年の行政文書ファイル3件）について、復興庁に赴き確認の上、専門的技術的な助言を行った。

（資料3—2～3）

## (2) 行政機関における歴史公文書等の選別等に係る支援

### ① 概要

館は、行政機関における歴史公文書等の選別等に係る適切な判断を支援するため、各行政機関においてレコードスケジュールの設定が適切に行われているかについて、内閣府の依頼に基づき、専門的技術的な助言を行っている。

また、行政機関は、保存期間が満了する行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣（内閣府）と廃棄同意に係る協議を行うこととなっており、館は、当該協議に係る行政文書ファイル等の廃棄の適否について、内閣府の依頼を受けて、専門的技術的な助言を行うこととしている。

上記に加え、館は、歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、関係行政機関等が開催する研修会に出向いての説明、本館・分館での研修・施設見学会を実施するほか、公文書管理法等について解説したパンフレット等の作成・配布を行い、歴史公文書等の移管についての理解の浸透を図ることとしている。

### ② 実績

#### i 行政文書ファイル等のレコードスケジュール設定に係る専門的技術的な助言

行政文書ファイル等のレコードスケジュール設定に係る専門的技術的な助言の実施に当たっては、レコードスケジュールの報告に記載された情報のみで適否の判断ができない場合などには数次にわたる照会を行うなど慎重な作業を行っている。具体的には、行政文書ファイル等の名称が抽象的であったり、名称が同じ複数の行政文書ファイル等の間でレコードスケジュールが異なっているなどの場合に、文書の内容やレコードスケジュール設定の理由などについて、照会を行っている。館の照会に対する行政機関の回答を踏まえ、当初設定されたレコードスケジュールを変更することが適当である場合（例：当初の設定が廃棄であるのに対して移管が適当である場合）にはその旨意見を申し述べるほか、文書の内容等に関する確認結果を回答し、専門的技術的な助言を行っている。

なお、各省が設定したレコードスケジュールについての内閣府からの助言依頼が年度末になったものや、当館からの照会に対する行政機関からの回答に1年以上かかっているものもあることから、結果として内閣府への助言が保存期間満了後になってしまうものもある。

そのため、平成25年度においては、まず、平成24年度に保存期間が満了する文書（以下「平成24年度満了文書」という。）の残余である539,423件のうち、527,326件についての助言を終了した。そのうち、675件については、レコードスケジュール変更の意見を申し述べた。

次に、平成25年度以降に保存期間が満了する文書についての内閣府からの助言依頼が5,231,408件と膨大な量であったため、平成25年度に保存期間が満了する文書（以下「平成25年度満了文書」という。）のレコードスケジュールの確認等を優先的に実施することとし、平成25年度満了文書2,394,940件のうち、約41%に当たる991,474件の助言を行った。そのうち、1,985件については、レコードスケジュール変更の意見を申し述べた。

平成25年度満了文書のうち、年度内に助言ができなかった残余の約140万件については、平成24年度満了文書の残余である約1万9千件（平成25年度依頼追加分約7千件を含む。）とともに引き続き鋭意作業を進め、平成26年度に専門的技術的な助言を行うこととしている。

平成25年度満了文書の内訳

	依頼件数	助言実施件数	意見数	作業中件数
① 平成23年度新規作成・取得文書のうち平成25年度満了分書	7,169件	6,382件	3件	787件
② 平成24年度新規作成・取得文書のうち平成25年度満了分書	613,639件	70,672件	34件	542,967件
③ 公文書管理法施行前に作成・取得された文書のうち平成25年度満了分書	1,774,132件	914,420件	1,948件	859,712件
計	2,394,940件	991,474件	1,985件	1,403,466件

レコードスケジュールに対する内閣府への助言実績

実績年度	保存期間満了時期等	依頼件数	助言実施件数	当該年度末における作業中件数
平成23年度	平成23・24年度満了分	4,651,881件	2,729,924件	1,921,957件
	(うち、再助言分)		1,362件	
平成24年度	平成23・24年度満了分	412,416件	1,794,950件	539,423件
	(うち、再助言分)		4,615件	
	平成25年度以降満了分	2,085,823件	2,578件	2,083,245件
	合計	2,498,239件	1,797,528件	2,622,668件
平成25年度	平成24年度満了分	7,378件	527,326件	19,475件
	平成25年度満了分	1,693,975件	991,474件	1,403,466件
	平成26年度以降満了分	1,454,188件	164,276件	2,672,192件
	合計	3,155,541件	1,683,076件	4,095,133件

(注) 依頼件数は実績年度内における内閣府からの依頼件数。各実績年度の作業にあたっては、前年度の作業中及び当該年度の依頼分を対象に作業を実施した。

平成25年度内閣府からの「平成25年度満了文書」月別確認依頼状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
件数	0	1,077,141	0	0	3,195	16	0	536,391	0	0	146	77,086

ii 行政文書ファイル等の廃棄同意に係る協議に関する専門的技術的な助言

平成25年度において、館は、各行政機関から内閣府に提出された平成26年度

未までに保存期間が満了する行政文書ファイル等の廃棄同意に係る協議（約77万件）について、内閣府への専門的技術的な助言では、レコードスケジュールとの突合や関係資料の確認、各行政機関への照会等を通じて確認する等の結果、34件の行政文書ファイル等について廃棄不同意等の意見を申し述べた。

公文書管理法施行後3年間に内閣府から依頼された廃棄同意に係る協議に関する助言実施件数は、下表のとおりである。

廃棄同意に係る協議に関する助言等実施等件数（平成26年3月末現在）

依頼年度	助言実施件数		不同意等件数
平成23年度	平成23年度回答	2,316,948件	380件
	平成24年度回答	1,592,111件	2,827件
平成24年度	平成24年度回答	382,689件	2件
	平成25年度回答	703,832件	34件
平成25年度	平成25年度回答	63,625件	0件
助言実施件数合計		5,059,205件	3,243件
うち、平成25年度分		767,457件	34件

（注）不同意等件数には、協議対象外の件数を含む（例：協議の対象とする時期に保存期間が満了しない行政文書ファイル等）。

### iii 歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るための研修会の実施等

#### ア 「府省等別公文書管理研修」等の実施

館は、公文書管理法の概要理解及び公文書等の移管等に関する基本的事項の習得を目的として、内閣府と連携しつつ、職員を派遣し各府省等との共催により、「府省等別公文書管理研修」を実施することとしている。

具体的には、各府省等の要望等に応じ、公文書管理法や行政文書管理規則、レコードスケジュールの適切な付与、歴史公文書等の移管・保存・利用等に関する講義を行った。平成25年度の「府省等別公文書管理研修」は、9機関において実施し、延べ775名の受講があった。

#### イ パンフレット等の作成等

館は、歴史公文書等の移管についての理解の浸透を図るため、「公文書移管関係資料集」及びパンフレット「公文書の管理と移管」を各2,200部作成し、館主催の研修会や「府省等別公文書管理研修」等において教材として活用したほか、館ホームページに掲載するなどにより、幅広い活用・周知を図った。

#### ウ 実地調査

内閣総理大臣（内閣府）から委任があった場合には、行政機関に対する実地調査を適切に実施することとしているが、平成25年度においては、委任が無く、実地調査は実施しなかった。

### (3) 独立行政法人等における歴史公文書等の選別等に係る支援

#### ① 概要

独立行政法人等における歴史公文書等の選別等については、平成23年1月25日の「今後の公文書管理の取組に関する独立行政法人等連絡会議」において、内閣府から、歴史公文書等の該当性の判断については行政文書に準じ適切に行うこと、館が専門的技術的な助言を実施することなどについて周知されており、館は、独立行政法人等における選別等に係る適切な判断を支援するため必要に応じて助言等の支援を行うこととしている。

平成25年度にも、平成26年1月21日に「公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議」において、内閣府から館が助言等の支援を行うことについての周知がなされたところである。

#### ② 実績等

館は、平成25年度末までに保存期間が満了する法人文書ファイル等の館への移管に関する意向調査に対する独立行政法人等からの回答を受け、移管希望のあった1法人に対して、法人文書ファイル等の実地確認、移管基準への該当性等についての調査・照会等を行った。また、内閣府が追加で行った意向調査の結果、移管希望の回答のあった法人についても同様に調査・照会等を行い、その結果を踏まえて、申出のあった各法人に専門的技術的な助言等を行う予定である。（第3章2(2)iiiに関連記載あり）

### (4) 司法府からの歴史公文書等の移管に向けた支援

#### ① 概要

司法府（裁判所）からの歴史公文書等の移管については、平成21年8月5日付けで、内閣総理大臣と最高裁判所長官の間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せが行われた。また、同日付けで、内閣府大臣官房長と最高裁判所事務総局秘書課長・総務局長との間、及び内閣府大臣官房公文書管理課長と最高裁判所事務総局秘書課長・総務局第一課長との間で、移管に係る手続等を定めた申合せがそれぞれ行われたが、裁判文書に係る移管対象文書の拡大及び公文書管理法の施行に伴う所要の改正を行うことを目的として、平成25年6月14日付けで改正され、新たな申合せが行われた。

これらの移管の定め（申合せ）に基づき、司法府（裁判所）の保管に係る歴史資料として重要な判決書等の裁判文書及び司法行政文書の館への移管が行われることとなった。

館は、司法府（裁判所）から移管される歴史公文書等の受入れを計画的かつ適切に実施することとしている。（資料3—6）

#### ② 実績等

##### i 裁判文書の移管計画決定に向けた協議

平成25年度においては、内閣府と共に最高裁判所と協議を重ねた結果、6月26日付けで「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画」（平成25年度

から平成29年度までの5年計画)が内閣総理大臣により決定された。同計画の決定に際し、館は、内閣総理大臣からの求めに応じて検討を行い、最高裁判所から申出のあった裁判文書の移管受入れは適当である旨等の意見を申し述べた。

## ii 司法行政文書の移管計画の決定

平成25年度においては、内閣府と共に最高裁判所と協議を重ねた結果、平成26年3月31日に「平成25年度公文書等移管計画」が決定された。同計画の決定に際し、館は、内閣総理大臣からの求めに応じて検討を行い、最高裁判所から申出のあった司法行政文書の移管受入れは適当である旨等の意見を申し述べた。同計画により、平成25年度に保存期間が満了する司法行政文書23ファイル及び広報資料26件が、平成26年4月に館に移管されることとなった。

(資料3—7～13)

## (5) 立法府からの歴史公文書等の移管に向けた支援

### ① 概要

立法府(国会)が保有する歴史公文書等については、司法府(裁判所)と同様に、公文書管理法第14条において、内閣総理大臣と立法府が協議して定めるところにより必要な措置を講じ、館において保存する必要があると認める場合には、館に移管することとされている。

館は、立法府からの歴史公文書等の移管に向けて、専門的知見を活かした助言等により内閣府を支援することとしている。

### ② 実績等

平成25年度においては、移管の定めの締結に向けて、諸外国の立法府の公文書等の移管及び衆・参両院事務局の文書管理に関する情報の収集・整理等の支援を行った。

また、立法府職員を館主催の研修会に受け入れ、公文書管理法や歴史公文書等移管の趣旨等に関する理解を深める機会を提供した。しかしながら、移管の定めの締結には至らず、立法府から当館への特定歴史公文書等の移管の受入れ実績はなかった。

## 2 移管の受入れ

### ① 概要

特定歴史公文書等については、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている(公文書管理法第15条第1項及び第2項)。さらに、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「特定歴史公文書ガイドライン」という。)では、文書の受入れ後、くん蒸、ウイルスチェック(検疫)、媒体変換、綴り直しや皺伸ばしといった簡単な修復等の措置を講じた上

で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、分類・名称等を記載した目録を作成した上で、原則として1年以内に排架することとされている。

(資料3—14)

## ② 実績等

### (1) 行政機関

#### i 平成25年度受入れ（平成24年度保存期間満了分）

##### ア 受入れに向けた事前調整

平成24年度に引き続き、行政機関から提出されている移管文書一覧とレコードスケジュールとの照合を行い、不明な点があれば行政機関の移管担当者に照会する等、平成25年度に受け入れる移管文書の事前確認作業を実施し、受入れの円滑な実施に努めた。

行政機関と移管文書の搬送日程等の調整を行い、受入れに係る搬送作業の計画的実施に努めた。

##### イ 移管通知公文等の受領

平成24年12月に行政機関の長に提出を依頼した移管通知公文並びに送付目録及び利用の制限に関する意見書について、順次受領した（4月9日～9月30日）。

##### ウ 受入れ

行政機関からの歴史公文書等の受入れは4月19日～24日に予定していたが、一部の行政機関においてはレコードスケジュールが確定するまでに時間を要したことから、最終の受入れは9月となった。

館は、搬送した歴史公文書等と送付目録を照合し、受入確認に係る作業を実施した。この結果、平成25年度に行政機関から受け入れた歴史公文書等の受入冊数は、13,517冊（電子媒体の歴史公文書等（以下「電子公文書」という。）を含む。）であったことを確認した。

##### エ 目録の公開

平成25年度に受け入れた歴史公文書等13,517冊（電子公文書を含む。）については、その全ての目録を館デジタルアーカイブへ登載し、利用を開始した（平成26年3月27日）。利用を開始するに当たっては、事前審査による利用制限区分の決定等所定の作業を実施した。

また、国立公文書館長から行政機関の長に対して、移管確認公文及び受領目録を送付した（平成26年3月18日）。

以上のことから、平成25年度に行政機関から受け入れた特定歴史公文書等については、受入れから1年以内に一般の利用に供する目標を達成した。

#### ii 平成26年度受入れに向けた準備（平成25年度保存期間満了分）

平成26年度の受入れを計画的かつ適切に実施するために、以下のとおり事前調整を実施した。



#### ア 移管文書一覧の受領

館は、課長決定に基づき、平成25年度末までに保存期間が満了し、平成26年4月に移管することとなる行政文書ファイル等を記載した移管文書一覧を各行政機関から11月に提出を受けた。ただし、一部の行政機関については、平成25年度末までに保存期間が満了する行政文書ファイル等のレコードスケジュールが確定していないという事情から、同一覧の提出はなされなかった。

#### イ 歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議の開催

歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議を実施し、移管当日までの準備の周知を図った（12月17日）。

#### ウ 適切な受入れに向けての調整等

平成25年度末までに保存期間が満了し、平成26年4月に移管することとなる行政文書ファイル等について、平成26年4月14日までに通知するよう、国立公文書館長から行政機関の官房長又は総括文書管理者に依頼した（平成26年1月23日）。

また、移管文書の量的把握及び搬送日程等の要望把握を行い、適切な搬送作業等の実施に努めた。

### (2) 独立行政法人等

#### i 平成24年度受入れ（平成23年度保存期間満了分）

独立行政法人等（独立行政法人国立公文書館、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び独立行政法人経済産業研究所）からの歴史公文書等12,184冊（平成24年9月～10月に受入れ）に係る目録を館デジタルアーカイブへ登載し、利用を開始した（8月26日）。利用を開始するに当たっては、事前審査による利用制限区分の決定等所定の作業を実施した。

また、国立公文書館長から各独立行政法人の長あての移管確認公文及び受領目録を送付した（8月21日）。

上記により、平成24年度受入法人文書に係る受入事務は完了し、受入れから1年以内に一般の利用に供する目標を達成した。

#### ii 平成25年度受入れ（平成24年度保存期間満了分）

##### ア 受入れに向けた事前調整

平成25年度受入れにおいては、平成24年度に実施した法人文書ファイル等の移管に関する意向調査等に基づき、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの3法人からの移管を受けることとした。

##### イ 移管通知公文等の受領

独立行政法人平和祈念事業特別基金については、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）」の規定により、平成25年4月1日に解散することになっていた。当該法人から歴史公文書等の移管を受けるために、平成24年度中に、当該法人の長から国立公文書館長あての移管通知公文が発出され、送付目録及び利用の制限に関する意見書

とともに受領した（平成25年3月25日）。

独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターについては、移管通知公文並びに送付目録及び利用の制限に関する意見書の提出、移管文書の送付を当該法人の長に依頼した（6月28日）。館は、当該法人の長から国立公文書館館長あての移管通知公文並びに送付目録及び利用の制限に関する意見書について、順次受領した（9月9日～10月8日）。

#### ウ 受入れ

館は、3法人からの歴史公文書等の受入れを9月11日～10月8日に実施した。また、3法人から送付された移管文書と送付目録を照合し、受入確認に係る作業を実施した。この結果、平成25年度の受入冊数は、8,528冊であったことを確認した。

（注）上記法人から受け入れた8,528冊の歴史公文書等は、受入れから1年以内の目録の公開に向けて現在作業を進めており、利用の開始は、平成26年8月末を予定している。

#### iii 平成26年度受入れに向けた準備（平成25年度保存期間満了分）

平成26年度の受入れを計画的かつ適切に実施するために、以下のとおり事前調整を実施した。

##### ア 法人文書ファイル等の移管に関する意向調査

独立行政法人等196法人に対して、平成25年度に保存期間が満了する法人文書ファイル等の移管に関する意向調査を実施した（11月22日）。その結果、196法人から回答があり、そのうち平成26年度に移管を想定している法人文書ファイル等を保有する法人は1法人であった。

##### イ 3法人からの追加の申出

平成26年3月、新たに3法人において、平成26年度に移管を想定している法人文書ファイル等が確認された旨の連絡が、当館になされた。

（注）今後、館は、4法人からの申出について、各法人の法人文書管理規則に基づき移管の適否について確認を行い、その結果を法人に通知することとしている。なお、受入れが適当な法人文書ファイル等については、平成26年10月頃に受入れを行う予定である。

### (3) 司法府

#### i 平成24年度受入れ

平成24年度に受け入れた司法府（東京・広島高等裁判所管区）からの歴史公文書等（裁判文書）1,183冊（平成24年12月5日移管通知公文を受領）に係る目録を館デジタルアーカイブへ掲載し、利用を開始した（8月26日）。利用を開始するに当たっては、事前審査による利用制限区分の決定等所定の作業を実施した。

また、国立公文書館長から内閣総理大臣あての移管確認公文及び受領目録を送付した（8月21日）。

上記により、平成24年度受入裁判文書に係る受入事務は完了し、受入れから1年以内に一般の利用に供する目標を達成した。

ii 平成25年度受入れ

ア 司法府からの歴史公文書等（司法行政文書）

平成25年3月28日に決定された「平成24年度公文書等移管計画」に基づき、司法府（最高裁判所）からの歴史公文書等（司法行政文書）の受入れを以下のとおり実施した。

a 移管通知公文等の受領

内閣総理大臣から国立公文書館長あての移管通知公文及び送付目録を受領した（4月22日）。

b 受入れ

移管対象の司法行政文書の搬送を実施した（4月22日）。

搬送した歴史公文書等と送付目録を照合し、受入確認に係る作業を実施した。

この結果、受け入れた歴史公文書等（司法行政文書）の受入冊数が、62冊であったことを確認した。

c 目録の公開

受け入れた歴史公文書等（司法行政文書）62冊に係る目録を館デジタルアーカイブへ登載し、利用を開始した（平成26年3月27日）。利用を開始するに当たっては、事前審査による利用制限区分の決定等所定の作業を実施した。

また、国立公文書館長から内閣総理大臣あての移管確認公文及び整理番号を付した受領目録を送付した（平成26年3月18日）。

上記により、司法府から移管された、平成25年度受入歴史公文書等（司法行政文書）の受入事務は完了し、受入れから1年以内に一般の利用に供する目標を達成した。

イ 司法府からの歴史公文書等（裁判文書）

「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画」（平成25年6月26日）に基づき、平成25年度分の司法府（最高裁判所、仙台高等裁判所管区）からの歴史公文書等（裁判文書）の受入れを、以下のとおり実施した。

a 移管通知公文等の受領

館は、内閣総理大臣から国立公文書館長あての移管通知公文及び送付目録を受領した（12月25日）。

b 受入れ

館は、12月10日～13日に受入れを実施した。また、送付された歴史公文書等と送付目録を照合し、受入確認に係る作業を実施した。この結果、平成25年度に受け入れた歴史公文書等（裁判文書）の受入冊数が、2,026冊であったことを確認した。

（注）受入れから1年以内の目録公開に向けて現在作業を進めており、利用の開始は、平成25年度に受け入れた独立行政法人等の文書とともに、平成26年8月末を予定している。



(注) 平成25年9月から10月に受け入れた法人文書(3法人分) 8, 528冊、12月に受け入れた裁判文書2, 026冊、同月に受入れた寄託文書9冊の合計10, 563冊については、平成26年8月末までに一般利用への提供を開始する予定であるので、その時点で目録公開率は100%となる。

### 3 保存

#### (1) 電子公文書の保存

##### ① 概要

平成24年度に引き続き、電子公文書の受入れ及び保存を実施し、電子公文書等の移管・保存・利用システム(以下「電子公文書等システム」という。)の運用を行う。また、システムの利用方法に関する各府省等への説明等を行うこととしている。

(資料3—30)

##### ② 実績等

##### i 電子公文書の受入れ、保存、利用

ア 平成25年度においては、以下の9府省等から計44行政文書ファイルの電子公文書を受入れ、保存のために必要な作業を行い、当該ファイルの保存を実施した。さらに、利用に向けて、館デジタルアーカイブに目録データを登載し、インターネットを通じて、平成26年3月より提供した。

内閣府(5)、公正取引委員会(2)、金融庁(14)、消費者庁(1)、総務省(12)、財務省(1)、厚生労働省(5)、国土交通省(1)、防衛省(3) 計44行政文書ファイル 4, 235電子ファイル(括弧内は行政文書ファイル数)

電子公文書の受入れ

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
機関数	12	6	9
受入れファイル数	700(広報資料652を含む。)	25	44

イ 受入れから保存、利用まで、以下の作業を実施した。

搬送準備に係る移管元機関への支援、移管元機関からの搬送、受入れ(検疫)、メタデータ等抽出・補足、長期保存フォーマットへの変換、館デジタルアーカイブ用目録データ作成、長期保存(遠隔地バックアップ保存を含む。)、利用制限区分設定支援、一般利用連携作業(館デジタルアーカイブとのデータ連携作業)である。電子公文書についても、事前審査を実施し、利用制限区分が「公開」のものについては、目録公開時に内容についてもインターネットを通じて提供したところである。

ウ 電子公文書の受入れ・保存等に当たっては、移管元機関からの搬送時に、あらかじめ各府省等に依頼している電子公文書の移管方法（データ構造等）とは異なる内容のものが一部あったため、再度依頼する等の業務が発生した。しかし、電子公文書の受入・保存等に係る作業工程等全体を適切に管理したことにより、平成25年度に受入れた電子公文書について、保存に向けた各作業を計画どおり実施し、平成25年度末までに利用に供することが可能となった。

## ii 電子公文書等システムの運用

ア 電子公文書等システムを運用し、同システムの適切な稼働に必要なシステムメンテナンス等の業務を実施した。

- ・運用支援業者との定例会開催（月1回）
- ・定期メンテナンス（5月28日～31日、8月19日～22日、11月13日～20日、平成26年3月5日～8日）
- ・法定停電に係るシステムの一時停止、再稼働作業（12月14日）

イ 電子公文書等システムの運用に当たっては、システム運用業者と当館の担当職員が参加する定例会を毎月開催し、システムの運用状況を把握するとともに、機器障害の対応や運用業務上の課題、運用作業スケジュール等について検討・指示するなどの業務を実施した。また四半期ごとにシステムの定期メンテナンスを実施し、ソフトウェアのアップデートや機器の点検等作業を行った。これらの取組により、システムの安定稼働が確保された。

## iii 電子公文書等システムの説明等

12月17日に開催した「歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議」において、電子公文書に係る移管当日までの準備及び電子公文書等システムの利用方法について説明するとともに、要望のあった8府省等に説明等を実施した。

防衛省（2月18日）、法務省（2月21日）、内閣官房（2月27日）、国土交通省（2月28日）、内閣法制局（3月4日）、最高裁判所（3月5日）、内閣府（3月6日）、消費者庁（3月14日）

なお、システムの利用方法に関する各府省等への説明等については、各府省等に対して事前に説明内容に関する要望を確認するとともに、日程等についても柔軟に対応しながら実施することとしている。平成25年度は、計8府省等（平成24年度計9府省等）へ実施し、各府省等の文書管理担当者等の理解促進に寄与することができた。当該説明は、システムの利用方法のみならず、電子公文書に係る担当者間の意見交換の機会ともなることから、今後も引き続き実施する必要がある。

電子公文書等システムの説明等

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
機関数	8	5	9	8
実施機関	内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、会計検査院	内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、防衛省、最高裁判所	内閣官房、内閣法制局、内閣府、消費者庁、法務省、国土交通省、防衛省、最高裁判所

(2) くん蒸

① 概要

つくば分館においては、受け入れた特定歴史公文書等に、酸化エチレンを主剤としたガスを使用し、かび・虫害を防ぐため1回当たり10日程度要して、くん蒸処理を行っている。

② 実績等

平成25年度は、行政機関等から受け入れた24,890冊の特定歴史公文書等について、31回のくん蒸を行った。

行政機関等から受け入れた特定歴史公文書等に対するくん蒸の実施

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
くん蒸処理冊数	36,697 冊	49,146 冊	31,355 冊	24,890 冊

(注1) 平成22年度の冊数には、広報資料895点、平成23年度の冊数には、広報資料946点を含む。

(注2) 平成25年度の冊数には、24年度に受け入れた裁判文書及び法人文書1,186冊を含む。

(3) 媒体変換、修復等

i 平成24年度複製物作成計画の公表

① 概要

館では、紙媒体の歴史公文書等の保存について、マイクロフィルムにより複製物を作成する取組を行ってきたが、紙媒体の歴史公文書等の保存方法について、従来の取組を踏まえつつ検討を実施し、将来的な方向性についての結論を得ることを目的として、歴史公文書等保存方法検討有識者会議を設置し、『歴史公文書等保存方法検討報告書』を平成23年3月に取りまとめた。

紙媒体で移管された特定歴史公文書等について、当該報告書の提言を踏まえ、急速に劣化が進んでいるものなどはマイクロフィルム化し、保存状態が比較的良好であって、かつ、利用頻度が高いものについては直接デジタル化することとし、毎年度、「複製物作成計画」を作成し、公表している。

② 実績等

平成24年3月に策定した「複製物作成計画」に基づき、平成25年度は、紙から直接デジタル化による複製物作成を含む200万コマ程度を作成目標とする「平成25年度複製物作成計画」を定め、4月30日に館のホームページで公表した。

平成25年度複製物作成計画

対象となる主な資料群		資料群の概要	複製物の作成方法	概数
総務省、労働省、農林水産省、文部省、内閣・総理府からの移管文書		旧通信省関係文書（総務省）、法令・ILO関係他（労働省）、閣議請議・省令・訓令・告示（農林水産省）、法令・統計等（文部省）、件名簿B、勲等原簿（内閣・総理府）	マイクロフィルム化（紙媒体から）	60万コマ
国の重要文化財	公文録、附属の表C	明治期（明治11-14）の政府のあゆみを記録した文書と附属の表。前年度継続。	デジタル化（紙媒体から）	80万コマ
御署名原本		法律や政令等の公布原本である御署名原本（昭和58年）。平成25年度受入分。		
内閣文庫	本朝通鑑（清書本、中書本）	江戸幕府により編集された漢文編年体の歴史書。		
	林羅山旧蔵等	江戸初期の朱子学者、徳川家康のブレンであった林羅山の旧蔵書等		
	元版（漢籍） 朝鮮版等（漢籍）	中国の元の時代（13-14世紀）に出版された書籍。 15世紀を中心とする李氏朝鮮の時代に出版された書籍		
閣議事務次官会議資料		昭和31, 32年の閣議資料。	デジタル化（マイクロフィルムから）	100万コマ
任免裁可書		官吏の任免及び勤務命令に関する裁可書（昭和7年、16年～20年）。前年度継続。		
自治省、農林水産省、運輸省、科学技術庁等からの移管文書		地方財政再建計画（自治省）、法令の制定・改廃・告示等（農林水産省）、民営鉄道許認可（運輸省）、庁議資料等（科学技術庁）		
国の重要文化財	公文附属の図等	明治期の政府の歩みを記録した図面。	デジタル化（カラーポジから）	200点
	法曹類林等	平安時代の法律制度や社会を知る貴重な資料。		

上記複製物作成計画に従い、以下のとおり、16mmマイクロフィルム等の複製物を作成した。

- ・16mmマイクロフィルムの作成：61万コマ
- ・紙からの直接デジタル化：85万コマ
- ・マイクロフィルムからのデジタル化：100万コマ
- ・カラーポジフィルムからのデジタル化：207点

（第3章4（7）②iiiに関連記述）



## ii 16mmマイクロフィルムの作成等

### ① 概要

館の保存する特定歴史公文書等について、劣化状況・利用頻度等に応じて、順次媒体変換等の措置を講ずることとしており、急速に劣化が進んでいる資料等に対しては、保存上の観点からマイクロフィルム化を進めることとしている。

### ② 実績等

文字が消えてしまうおそれのある等将来の判読性に不安がある（右図）、あるいは酸性劣化により文書が壊れてしまう等の場合には、修復に先行してマイクロフィルム化を進める必要がある。



こんにやく版による資料

平成25年度においては、2,419冊（昭和48年労働省移管公文書及び昭和47年文部省移管公文書等）、61万コマ（複製物作成計画では60万コマ）の16mmマイクロフィルムの作成を行った。

（資料3—31）

その結果、マイクロフィルム化された特定歴史公文書等の累計は、137,173冊となった。

なお、マイクロフィルムの長期保存・管理のため、平成25年度においても引き続き風通し作業等を行い、2,000巻（巻き戻し、汚れの除去等の計画数では1,800巻）の風通し及び調湿剤の交換作業を行った。

## iii 修復

### ① 概要

館は、特定歴史公文書等として受け入れたものについて、劣化のため閲覧に供し得ない状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものを計画的に修復することとしている。

### ② 実績等

ア マイクロフィルム化による複製物作成は、歴史公文書等保存の1つの局面であり、修復等により原資料の確実な保存を行うことが最も重要である。

酸性劣化等によりマイクロフィルムの作成を修復に先行しているものを除き、虫損や破れ等の物理的破損に対する修復については、平成25年度においても、資料の劣化状況に応じて修復に取り組んだ。糸切れによる綴じ直し等の軽修復のほか、劣化により著しく破損した資料（次頁図左）の重修復や虫損被害（次頁図右）が甚大な資料に対してリーフキャストイングに取り組み、当初の計画を達成した。

区 分	計 画	実 績	達 成 率
重 修 復	270 冊	283 冊	105%
軽 修 復	6,000 冊	6,222 冊	104%
リーフキャストイング	5,500 枚	5,544 枚	101%



劣化により著しく破損した資料



虫損被害のある資料

イ 「特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査研究」を踏まえた平成26年度の年度計画への反映

平成25年度計画1.(3)③ii)では、「公開又は部分公開文書のうち、劣化等のために一般の利用に供せないものがあることに鑑み、その実態を把握し、今後の修復の計画に反映させる。」こととした。

それを踏まえ、「特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査研究」を実施したところ、軽修復、リーフキャストイングの対象文書が減少していること、重修復の対象文書が増加していることが判明した。そのため、平成26年度の年度計画では修復の数値目標を以下のとおりとし、重修復の比率を上げることとした。

重修復	270冊	→	400冊
軽修復	6,000冊	→	1,000冊
リーフキャストイング	5,500枚	→	1,200枚

## 4 利用

(1) 閲覧、写しの交付、レファレンス

i 閲覧、写しの交付

① 概要

公文書管理法第16条第1項により、特定歴史公文書等について、目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、利用させる義務が課せられている。

② 実績等

平成25年度における閲覧者数は、4,470名であり、利用請求による「閲覧」又は「写しの交付」に係る利用実績は、閲覧冊数が376冊、写しの交付冊数が3,401冊である。

所蔵資料のデジタル化の取組みの進展により、来館せずに画像の閲覧が可能となってきたことや閲覧に替えて郵送による写しの交付を依頼する人が増えていることも閲覧者数に影響したものと思われる。

閲覧者数及び利用請求冊数

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
閲覧者数 (人)	4,747	4,549	4,470
利用請求による閲覧冊数	560	386	376
写しの交付冊数	3,249	2,679	3,401

ii 利用の促進を図るための措置

① 概要

公文書管理法第23条により、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するように努めなければならないとされている。また、特定歴史公文書ガイドラインにおいても、簡便な方法による利用、特定歴史公文書等の貸出し、原本の特別利用等により、特定歴史公文書等の利用の促進を行うことが求められている。

(資料3—14)

② 実績等

ア 簡便な方法による利用

特定歴史公文書等のうち、目録において「公開」又は「部分公開」とされたものについては、利用者の利便性を図る観点から、利用に関する手続の簡素化を図り、利用請求、利用決定、利用方法申出（閲覧又は写しの交付の選択）の一連の手続きを省略した「簡易閲覧申込書」を用いることによる利用を、引き続き実施した。これにより利用請求の手続を経ずに利用することが可能となっている。

平成25年度における簡便な方法による利用は、68,724冊であった。

利用の促進実績

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
簡便な方法による閲覧冊数(原本)	80,024	77,857	68,724
簡便な方法による閲覧巻数(マイクロフィルム)	1,927	1,083	593
原本の特別利用冊数	50	72	66
特別複写等提供冊数(特別撮影を含む。)	1,021	874	744

#### イ 閲覧室内へのカメラの持込み

利用者の利便性を図るため、平成25年度も引き続き、閲覧室において一定の遵守事項を定めた上でカメラ等を持ち込んでの特定歴史公文書等の撮影を認めている。平成25年度におけるカメラ等の利用者数は2,285人であり、全閲覧者数4,470人の5割を超えた。

カメラ等の利用実績については、平成24年度に比較してほぼ横ばい（前年度比92.8%）となっている。閲覧室利用者へのアンケート結果において、特定歴史公文書等の撮影が可能となったことについて高い評価を得ていることから、閲覧室利用者の利便性の向上に大きく貢献していると思われる。今後も多くの利用者がカメラ等による撮影を行うことが予測されることから、撮影時の資料の取扱い等について、利用者への積極的な声掛けを行うなど、より一層の支援を行っていく必要があると考えている。

#### ウ 特別複写

館は、「独立行政法人国立公文書館利用細則」（平成23年4月1日館長決定）の定めに基づき、デジタルカメラ撮影や、館が利用に供している大型の絵図等のカラーポジフィルムのフィルムスキャナによる電子化等、館が指定する方法により、写しの交付とは別に「特別複写」として、利用者のニーズに応じた特定歴史公文書等の複写物を提供している。

平成25年度の特別複写は314冊であった。（資料3—35）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特別複写提供冊数	626	264	314

#### エ 原本の特別利用

特定歴史公文書等の利用については、原本の破損又は汚損等を招くおそれがある場合は利用を制限する必要があるが、原本の紙質、色合い等、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合などがある。

そこで、原本による利用が必要と認められる場合において、原則として利用を希望する1箇月前までに申請があれば、原本の紙質、色合い等を忠実に再現したレブリカも活用しながら、職員の立会い等慎重な取り扱いを確保した上で、原本を利用に供している。平成25年度の原本の特別利用は66冊であった。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
原本の特別利用冊数	50	72	66

#### オ 特別撮影

閲覧及び写しの交付並びに特別複写によっては、利用目的が達せられない場合であって、特定歴史公文書等の滅失、破損若しくはその汚損を生ずるおそれがない

いと認められる場合には、原則として撮影を希望する日の2週間前までに申請があれば、館が指定する場所での動画カメラ等による撮影（特別撮影）を認めた上での利用に供している。平成25年度の特別撮影は430冊であった。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特別撮影冊数	395	610	430

## カ 出力

マイクロリーダープリンター及びデジタルアーカイブにより提供する情報を館常置のプリンターにより有料で出力した実績は、マイクロリーダープリンター出力枚数が6,610枚であり、デジタルアーカイブ出力枚数は2,038枚である。マイクロリーダーからの出力が年々減少している理由としては、平成23年度から、閲覧室内においてデジタルカメラ等を持ち込んで、特定歴史公文書等の原本の撮影が可能となったことに加え、最も利用されてきた公文録のマイクロフィルム（モノクロ）について、順次デジタル化を進めており、カラーのデジタル画像がデジタルアーカイブで提供されるようになったことが一因として考えられる。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
マイクロリーダー（枚）	44,316	21,038	12,146	6,610
デジタルアーカイブ（枚）	1,588	1,669	2,138	2,038

## キ 刊行物等の作成及び販売

### a 実績

館は、江戸時代の多色刷りの鳥類図鑑である「華鳥譜」等の有償頒布図書や江戸初期の城郭及び町割図である「正保城絵図」、館所蔵の代表的な特定歴史公文書等を紹介する「絵葉書セット」や「一筆箋」等の作成及び販売を行っている。

これら刊行物等の販売促進を図るため、以下の取組を行っている。

- ・有償頒布図書等の見本を設置（本館1階展示ホール及び2階閲覧室）
- ・絵葉書セット陳列用のディスプレイケース設置

（本館1階ホール2台、つくば分館1階ホール1台）

なお、遠隔地等の購入希望者に対しては、宅配便による販売も行ってきており、平成23年度以降の刊行物等の販売実績は、次のとおりである。

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	数量	金額 (円)	数量	金額 (円)
有償頒布図書 (点)	183	208,395	178	237,795	36	40,980	497	684,450
正保城絵図 (点)	314	314,000	139	139,000	162	162,000	713	465,500
絵葉書 (セット)	1,688	675,200	1,536	614,400	480	192,000	2,352	940,800
一筆箋 (点)	197	59,100	113	33,900	39	11,700	259	77,700
合計	2,382	1,256,695	1,966	1,025,095	717	406,680	3,821	2,168,550

(注) 平成 25 年度の実績が大きく増加した理由は、有償頒布図書等の特別セール(平成 26 年 2 月 3 日～5 月 11 日)の実施に起因すると考えられる。

#### b 事業収入の拡充についての検討

平成 25 年度の行政事業レビューにおいて、「事業収入の拡充」について指摘があったことを踏まえて、平成 26 年度から特別展の目録や音声ガイドについては有料化することとした。

#### ク 「独立行政法人国立公文書館利用等規則」(平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号)等の改正

マイクロフィルム原材料費価格の高騰、カラーポジフィルム関連製品の生産終了及び消費税率引き上げに伴い、従来の実績等利用者のニーズを踏まえ手数料等の検討を実施した。

その結果、平成 26 年 3 月 28 日に内閣総理大臣の同意を得て、平成 26 年 4 月 1 日受付分より、メニュー及び手数料等の変更を行うこととした。

(資料 3—39)

### iii 移管元行政機関等の利用

#### ① 概要

移管後の特定歴史公文書等を、所掌事務又は業務遂行のために移管した行政機関の長又は独立行政法人等が利用請求した場合には、公文書管理法第 24 条により利用制限なしに利用に供している。

#### ② 実績等

平成 25 年度における移管元行政機関等の利用は、688 冊であった。

そのうち、つくば分館で保存している特定歴史公文書等 228 冊については、分館車を定期的に本館まで運行したほか、必要に応じて臨時に運行し円滑かつ的確に移送を実施した。平成 24 年度に比べ利用実績が大幅に増加した行政機関(内閣府：平成 24 年度 16 冊、平成 25 年度 381 冊、文部科学省：平成 24 年度 31 冊、平成 25 年度 64 冊)があり、平成 25 年度の利用冊数が平成 24 年度の 2 倍以上となっている。(資料 3—40～41)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
移管元行政機関等の利用冊数	228	303	688

#### iv レファレンスへの対応

##### ① 概要

館の活動、利用の方法、所蔵する歴史公文書等の内容、資料の所在調査等について、外部の利用者からの問い合わせに対応することとしている。

##### ② 実績等

平成 25 年度に外部の利用者から情報の提供を求められたレファレンスの件数は、2,232 件である。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
レファレンスの実施件数	2,366	2,183	2,232
利用に関する情報の提供	1,224	892	1,262
目録に関する情報の提供	260	188	218
検索方法に係る情報の提供	712	533	623
参考文献に係る情報の提供	48	19	26
他の国立公文書館等に関する情報の提供	92	62	63
その他の情報の提供	30	489	40

レファレンスについては、平成 23 年度、24 年度に引き続き、公文書管理法の施行に伴い変更となった諸手続、特に利用手続の方法等に関する問い合わせが多かった。

所蔵する特定歴史公文書等に関する問い合わせについては、問い合わせ事例を蓄積して共有を図り、回答の際に活用して適切な対応に努めた。

#### v 利用者の動向及びニーズの把握等

##### ① 概要

館の保存する特定歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利用者の動向やニーズを積極的に把握するとともに、その結果を適切に業務に反映させることとしている。

##### ② 実績等

利用者の動向及びニーズの把握のための取組として、閲覧利用統計を継続的に作成し、その集計・分析結果を館の業務の参考に資している。また、閲覧室内におけるサービスの向上及び改善を目的とし、利用者の動向やニーズの把握のための情報収集手段として、平成 24 年 9 月より閲覧者アンケートを開始し、平成 25 年度も引き続き実施した。

閲覧者アンケートの結果によると、閲覧室利用者は20代から40代が6割を占め、男女比は3：1となっている。職業は教職と学生で4割を占め、目的は、学術調査研究が約3割、論文執筆が約2割、趣味や歴史への関心が約1割となっており、平成24年度と大きな変化はない。また、カメラ等による特定歴史公文書等の撮影が可能となったことや、職員の利用者への対応については平成24年度に引き続き高い評価を得ている。

一方、平日以外の開館に対する要望については、平成24年度に引き続き、多くの要望が寄せられた。平成26年3月8日（土）に実施した開館試行日来館者からも、継続的な実施の要望があった（開館日数増加に向けた検討については、次の項目のとおりである）。そのほか、資料の取扱いについての指摘等も寄せられた。

平成25年度は利用者の要望等を踏まえ、資料保存の観点から閲覧室入口に手指消毒器を設置したほか、閲覧室に設置している参考図書を追加（31冊）した。

このほかにも、平成22年度より、館デジタルアーカイブの利用状況の把握に努めているところであるが、平成25年度も、館デジタルアーカイブトップページにおけるウェブアンケート（平成26年1月8日～2月28日、135件）を行うなど、利用状況の把握に努めた。

同アンケートの結果によれば、館デジタルアーカイブの利用者層は30代から50代の男性が主であり、主に調査研究や業務などのために用いられており、検索、画像閲覧に係る機能面については概ね満足を得られている。主な要望としては、内閣文庫資料のデジタル化の推進、画像閲覧機能の充実について意見が寄せられた。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
デジタル化した資料（冊）	96,389	102,579	113,575	127,115
内閣文庫（冊）	3,646	4,294	8,435	17,181
内閣文庫の割合（％）	3.8	4.2	7.4	13.5

このことを踏まえ、平成25年度に引き続き平成26年度も、より多くの内閣文庫資料をデジタル化することとしている。また、国立公文書館のグッズ（有料）について、クリアファイル等の要望が多かったことを踏まえ、今後の有償頒布物の検討に反映していくこととしている。

また、8月に実施した小学生を対象とした館主催見学会において、保護者の一部から当館が展示施設であることを認識していなかった旨の指摘を踏まえ、12月28日から当館の開閉館状況や展示会の開催状況を周知するため、本館の門扉に看板を設置した。



門扉看板

（資料3—42～43）



## (2) 開館日数増加に向けた検討

### ① 概要

特定歴史公文書ガイドライン第4節C-19の留意事項において、「体制、経費等を踏まえつつ、こうした土曜日、日曜日の開館についても積極的に検討を行うことが望まれる。」とされており、中期計画1(3)③X)でも「開館曜日の拡充も含め、年間開館日数について見直しを行い、中期目標期間中に年間開館日数を増加させる。」こととした。

そのため、その検討を行うため設置された「開館日数増加に向けた検討ワーキンググループ」(平成24年7月2日館長決定)(以下「検討ワーキンググループ」という。)において、平成24年度決定した本館閲覧室の臨時開館(平成26年3月8日(土))を試行として実施することとし、平成25年度計画1.(3)③xi)では、「年間開館日数を増加するため試行を実施する。」こととしたところである。

(資料3-14、3-43)

### ② 実績等

本館閲覧室の土曜日開館に対応するための職員体制、庁舎管理、周知方法等について、検討ワーキンググループにおいて検討を重ね、職員の業務負担を考慮し、最小限の体制(職員6名体制)で対応することとし、平成26年3月8日(土)に試行として本館閲覧室の臨時開館を実施した。当日の利用者は18名であった。

なお、検討ワーキンググループにおいて、平成26年度における対応を検討し、当面、毎月第1土曜日を試行として開館することとし、職員体制等の見直しが必要か検証することとなった。

また、関連として、平成25年連続企画展第4回から開催期間における土曜日についても、1階展示場を開くこととし、当初、職員3名体制で対応していたが、職員への負担軽減の観点から派遣労働者を活用して対応することとした。

## (3) つくば分館利用者の利便性向上

### ① 概要

つくば分館利用者の更なる利便性向上のため、文書移送サービスの拡充等の検討を行う。

### ② 実績等

つくば分館は、これまで最も近いバス停からでも徒歩で約13分かかることから、関東鉄道株式会社に対するバス停の設置要望を行ってきた結果、4月8日に分館前バス停として「国立公文書館つくば分館」が新たに設置された。これに伴い、HPや閲覧室等で利用者等にバス停設置の周知を図った。

つくば分館閲覧室利用者実績

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	95 人	159 人	173 人	166 人

また、館は、「独立行政法人国立公文書館の保存する歴史公文書等の利用に係る取組方針」に基づき、つくば分館利用者の利便性向上策として、平成 23 年度からつくば分館に保存されている特定歴史公文書等のうち、公開状況が「公開」、「部分公開」となっているものの原本をつくば分館連絡便により本館に移送し本館でも利用できるよう運用している。

これに基づいて平成 25 年度中につくば分館所蔵歴史公文書等が本館において利用された実績は、165 件 481 冊であった。

なお、移管元行政機関等の利用等のためにつくば分館所蔵資料を本館に輸送して利用した実績値を加えて示すと以下のとおりである。

つくば分館連絡便による輸送実績

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合計	件数	58 件	161 件	204 件
	冊数	297 冊	643 冊	709 冊
本館での閲覧	件数	27 件	119 件	165 件
	冊数	74 冊	380 冊	481 冊

(注) 平成 23 年 11 月から開始。

(4) 事前審査

① 概要

特定歴史公文書ガイドラインを踏まえ、受け入れた特定歴史公文書等について、1 年以内に一般の利用に供するため、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定することとしている。

(資料 3—14)

② 実績等

i 平成 24 年度受入れ特定歴史公文書等

平成 24 年度に受け入れた特定歴史公文書等 13, 367 冊について事前審査を行い、利用制限区分を決定した。その内訳は、公開文書 11, 939 冊、要審査文書（利用を制限する情報が含まれている可能性があり、利用に供するに当たり審査が必要な簿冊）1, 405 冊、非公開文書 23 冊である（7 月）。

ア 司法府から受け入れた特定歴史公文書等（裁判文書）の事前審査

平成 24 年 12 月に受け入れた裁判文書（東京・広島高等裁判所管区）1, 183 冊について事前審査を行った結果、直ちに公開できるものがなかったため、全て要審査文書として利用制限区分を決定した（7 月）。

イ 独立行政法人等から受け入れた特定歴史公文書等（法人文書）の事前審査

平成24年9月～10月に受け入れた法人文書（国立公文書館、科学技術振興機構、農林水産消費安全技術センター、経済産業研究所）12,184冊について事前審査を行った結果、公開文書11,939冊、要審査文書222冊、非公開文書23冊として利用制限区分を決定した（7月）。

ii 平成25年度受入れ特定歴史公文書等

平成25年度に受け入れた特定歴史公文書等のうち13,579冊について事前審査を行い、利用制限区分を決定した。その内訳は、公開文書3,953冊、要審査文書9,624冊、非公開文書2冊である（平成26年3月）。

ア 行政機関から受け入れた特定歴史公文書等の事前審査

平成25年度に行政機関から受け入れた13,517冊について事前審査を行った結果、平成26年3月に、公開文書3,891冊、要審査文書9,624冊、非公開文書2冊として、利用制限区分を決定した。

イ 司法府から受け入れた特定歴史公文書等（司法行政文書）の事前審査

平成25年度に司法府から受け入れた司法行政文書62冊について事前審査を行った結果、平成26年3月に、全冊公開文書として利用制限区分を決定した。

平成25年度に事前審査を行い、公開区分を決定した歴史公文書等

（単位：冊）

	合計	公開文書	要審査文書	非公開文書
特定歴史公文書等	26,946 (100%)	15,892 (59.0%)	11,029 (40.9%)	25 (0.1%)
平成24年度受入れ公文書等	13,367	11,939	1,405	23
司法府（裁判文書）	1,183	0	1,183	0
独立行政法人等	12,184	11,939	222	23
国立公文書館	2,713	2,683	30	0
科学技術振興機構	1	1	0	0
農林水産消費安全技術センター	2	2	0	0
経済産業研究所	9,468	9,253	192	23
平成25年度受入れ公文書等	13,579	3,953	9,624	2
行政機関	13,517	3,891	9,624	2
司法府（司法行政文書）	62	62	0	0
（参考）平成24年度事前審査	22,916 (100%)	5,192 (22.7%)	17,724 (77.3%)	0 (0%)

iii 事前審査の結果等

平成25年度に事前審査を行った特定歴史公文書等26,946冊のうち、公開文書、要審査文書又は非公開文書としたものの割合は、それぞれ59.0%、40.

9%、0.1%であった。平成24年度は、それぞれ、22.7%、77.3%、0%であり、平成24年度と比較すると公開文書としたものの割合が向上し、要審査文書としたものの割合が低下している。これは、公開可能と思われる資料群を優先して集中的な審査を行った結果によるものである。

なお、平成25年度に受け入れた以下の特定歴史公文書等については、平成26年度に事前審査を行う予定である。

- ・ 9月～10月に独立行政法人等から受け入れた法人文書8,528冊
- ・ 12月に司法府から受け入れた裁判文書（最高裁判所、仙台高等裁判所管区）2,026冊
- ・ 12月に個人から受け入れた寄託文書9冊

## (5) 要審査文書

### ① 概要

要審査文書の利用請求については、通常は利用請求があった日から30日以内に利用決定することとされている。しかしながら、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用請求があった日から60日以内に利用決定することが認められている。さらに、著しく大量な請求により事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、利用請求があった日から60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることが認められている。

### ② 実績等

#### i 要審査文書の利用決定

平成25年度における要審査文書の利用請求件数は1,678冊であった。これに加え、平成24年度からの継続審査件数が234冊ある。平成25年度においては、このうち取下げのあった113冊、平成26年度への継続審査とした192冊を除いて1,611冊（注）の利用決定を行った。

（注）1冊の利用請求に対し、2回に分けて利用決定したものが4冊あったため、単純に計算した冊数より4冊多くなっている。

要審査文書のうち、大量請求により審査に必要なため特例延長処理している334冊を除いた1,277冊の要審査文書のうち、利用請求から30日以内に利用決定を行ったものは1,086冊（85%）であり、目標とする80%以上を達成した。

平成25年度においては、30日超60日以内の利用決定冊数は191冊であり、60日超の利用決定冊数は334冊であった。一度に30冊の利用請求があったものも5件あったが、例えば11冊は30日以内、12冊は60日以内に利用決定し、残りの7冊は60日超で順次利用決定を行った事例など、適切に対応を行っている。なお、30日以内に審査できない理由及び審査期間は利用請求者に遅滞なく通知した。

また、利用頻度が高いと考えられる要審査文書については、速やかに利用に供することができるよう、利用請求がなくても積極的に審査することとしており、平成

25年度は779冊（閣議・事務次官等会議資料165冊、財団法人（許認可関係）210冊、戦犯関係50冊、閉鎖機関清算関係180冊、昭和財政史資料149冊、裁判文書25冊）を審査し、全て公開文書に利用制限区分の変更を行った。

その他非公開とされていた叙勲裁可書、叙位裁可書、枢密院文書、任免裁可書70冊については、時の経過を考慮して審査し、全て公開文書に利用制限区分の変更を行った。

平成25年度における要審査文書の審査冊数は、利用請求に対する審査、積極的な審査及び利用制限区分の見直しを合わせると2,460冊であり、目標とする2,100冊を上回る実績となった。

## ii 要審査文書の審査期間

要審査文書に対する利用請求のうち、利用決定冊数は1,611冊であり、審査期間の状況は以下のとおりである。

（単位：冊）

利用請求に対する利用決定数		1,611
30日以内に利用決定		1,086
60日以内に利用決定	30日以内の延長手続を適用	85
	特例延長手続きを適用（相当の部分）	106
60日を超えて利用決定		334

### ア 事務処理上の困難等により延長を行ったもの

事務処理上の困難等により30日を限度として延長を行ったものは85冊である。これらについては、個人情報等が多数含まれている文書であり、一度に複数冊の利用請求があったものである。

### イ 利用請求に係る公文書等が著しく大量なことにより延長を行ったもの

利用請求が著しく大量なため延長を行ったものは440冊である。このうち、相当の部分として60日以内に審査を行ったものは106冊であり、60日を超えたものは334冊である。これらの文書には、国の安全等に関する情報が含まれるもの（防衛庁史資料等）、個人情報等が多数含まれており、外国語で記載されているもの（旧ソ連邦政府等提供資料等）があったこと等のため、情報の確認、移管元行政機関への照会等慎重な審査を行う必要があり、審査に時間を要した。

## iii 平成25年度における目標及び実績等

平成25年度における審査処理目標は、公文書管理法施行後の実績等を踏まえ、2,100冊（平成23年度及び24年度実績の平均である約2,000件を上回る数値）としたが、平成25年度における要審査文書の処理冊数実績は2,460冊（利用請求に対する利用決定冊数1,611冊、積極的審査冊数779冊、非公開区分の区分見直し70冊）となり、目標を上回った。また、平成26年度の審査処理目標は、公文書管理法施行後の実績等を踏まえ、2,200冊（平成23年度

以降の実績の平均である約2,100冊を上回る数値)としたところである。

平成23年度実績 1,708冊

平成24年度実績 2,271冊

## (6) 異議申立て

### ① 概要

特定歴史公文書等の利用が具体的権利になったことから、利用請求に対する館長の決定は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に規定する「処分」となり、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為については、異議申立てをすることができるようになった(公文書管理法第21条第1項)。

利用の制限等に対する異議申立てについて、公文書管理委員会に諮問を行う場合には、改めて調査・検討を行う必要がないような事案については遅くとも30日以内に、その他の事案については遅くとも90日以内に諮問を行うことになっている。

### ② 実績等

平成24年度から継続審議となっていた1件については、公文書管理委員会からの答申(平成26年3月25日付け府公第54号)を尊重し、平成26年3月31日に原処分の一部を取り消し、改めて一部の利用を認める決定を行った。

平成25年度においては、特定歴史公文書等の一部の利用を認める決定に対し、1月1日に処分内容を不服とし、その取消しを求める1件の異議申立てが提起された。

対象文書は、日韓交渉第5次及び第6次会談の請求権委員会に参加した大蔵省(現・財務省)の専任担当者が手持ち資料をもとに引継資料として作成したものであり、平成12年度に大蔵省(現・財務省)から歴史公文書等として当館に移管されたものである。当該決定に係る文書には国の安全等に関する情報が含まれており、高度の専門的、政策的判断を伴うことから、移管元機関の長の意見を踏まえた調査・検討を改めて行い、異議申立てがあった日から30日以内の平成25年11月29日に公文書管理委員会に「原処分維持が適切と考える」という意見を付して諮問を行った。

また、特定歴史公文書等の一部の利用を認める決定に対し、平成26年2月10日に処分内容を不服とし、その取消しを求める4件の異議申立てが提起された。

対象文書は、日本経済短期大学を運営する亜細亜学園が、学則の変更や学科の廃止等に際して文部省の認可を求めるために提出した書類、学則変更のために申請した書類、専攻課程の設置のために届出した書類及び収容定員の増加に係る学則の変更に際して文部省の認可を求めるために申請した書類を決裁文書とともに綴ったものであり、平成9年度に文部省(現・文部科学省)から歴史公文書等として当館に移管されたものである。情報公開制度において先例となり得る答申の有無や、本件異議申立てへの対応について、改めて検討を行い、異議申立てがあった日から90日以内の平成26年3月24日に公文書管理委員会に「原処分維持が適切と考える」という意見を付して諮問を行った。

異議申立ての状況（平成23～25年度）

年 度	異議申立て対象 文書の概要	受 付	諮 問	日 数	答 申	決 定	内 容	備 考
H23	1 原子力発電検査 基準整備事業予 算関係資料	H23.10.18	H23.11.15	28日	H24.3.9	H24.3.22	原処分取消し (一部利用決定)	
	2 原子力発電施設 等安全性実証解 析資料	H23.10.18	H23.11.15	28日	H24.3.9	H24.3.22	原処分取消し (一部利用決定)	
	3 火力原子力発電 技術協会事業報 告書等	H23.10.18	H23.11.15	28日	H24.3.9	H24.3.22	原処分取消し (一部利用決定)	
	4 原子炉建屋の建 築基準法に係る 認定申請等関係 書類	H23.10.18	—	—	—	H23.12.5	原処分取消し (全部利用決定)	諮問 なし
	5 原子炉建屋の建 築基準法に係る 認定申請等関係 書類	H23.10.18	—	—	—	H23.12.5	原処分取消し (全部利用決定)	諮問 なし
	6 原子炉建屋の建 築基準法に係る 認定申請等関係 書類	H23.10.18	—	—	—	H23.12.5	原処分取消し (全部利用決定)	諮問 なし
H24	1 日韓請求権交渉 関係資料	H24.9.18	H24.12.14	87日	H26.3.25	H26.3.31	原処分取消し (一部利用決定)	
H25	1 日韓請求権交渉 関係資料	H25.11.1	H25.11.29	28日	—	—	—	継続審 議
	2 日本経済短期大 学関係書類	H26.2.10	H26.3.24	42日	—	—	—	継続審 議
	3 日本経済短期大 学関係書類	H26.2.10	H26.3.24	42日	—	—	—	継続審 議
	4 日本経済短期大 学関係書類	H26.2.10	H26.3.24	42日	—	—	—	継続審 議
	5 日本経済短期大 学関係書類	H26.2.10	H26.3.24	42日	—	—	—	継続審 議

## (7) 館デジタルアーカイブ

### ① 概要

館では、平成17年4月より、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、「自由に」、「無料で」、当館所蔵資料を検索し、資料のデジタル画像等をインターネットを通じて閲覧できる「国立公文書館デジタルアーカイブ」を運用している。

また、館では、「独立行政法人国立公文書館デジタルアーカイブ推進要綱」（平成21年4月1日国立公文書館長決定）に基づき、館デジタルアーカイブを推進しているところであり、以下のとおりデジタル画像の作成及びインターネットでの公開を進めている。（資料3—45）

- ・マイクロフィルムからのデジタル化：100万コマ
- ・紙から直接デジタル化：約85万コマ
- ・カラーポジからのデジタル化：207点

### ② 実績等

#### i 館デジタルアーカイブの運用

運用に当たっては、定期メンテナンスを実施するなど、安定稼働に向けた業務を実施した。

- ・定期メンテナンス実施（6月17日～26日、9月2日～26日、12月2日～11日、平成26年2月17日～27日）
- ・法定停電に係るシステムの一時停止、再稼働作業（12月14日）
- ・館デジタルアーカイブと福井県文書館のシステムとの連携のため、当該館との調整業務、館デジタルアーカイブの設定作業を実施し、館デジタルアーカイブとの横断検索による連携を実現

#### ii トップページへのアクセス件数

館デジタルアーカイブのトップページへのアクセス件数は、265,490件であり、目標値24万件に対し110.6%となった。

平成25年度の目標設定に当たっては、最近のアクセス件数の増加傾向が反映されるように、現中期目標期間中（平成22年度～24年度）の各年度実績の平均値である約24万件を目標値として設定した。

平成25年度の実績値は265,490件となり、目標値を11%程度上回る事となった。毎年度、デジタル画像を作成し館デジタルアーカイブに登載しているために情報量が増加しており、また他機関のシステムとの連携も徐々に拡大しているなどの要因から、前中期計画期間中と比較してアクセス件数が増加しているものと思われる。

また、平成26年度計画の目標設定に当たっては、現中期目標期間中（平成22年度～25年度）の各年度実績の平均値である約25万件を目標値として設定した。



館デジタルアーカイブのトップページへのアクセス数

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
アクセス件数	232,294	264,620	238,934	265,490

iii デジタル画像の作成及びインターネットでの公開

平成 25 年度は、平成 24 年度から実施した館内における紙からの直接デジタル化を行う方法に加えて、館外における紙から直接デジタル化を行う方法により、デジタル化を行った。一定期間、資料を館外へ貸し出すことから、貸出中の資料の管理体制等について毎週確認を行い、業務全体の適切かつ円滑な運営を図った。

上記の取組みにより、館内における紙からの直接デジタル化（80万コマ）、館外における紙からの直接デジタル化（試行5万コマ）及び既存のマイクロフィルムからのデジタル化（100万コマ）を合わせて、計185万コマをデジタル化し、目標とする約180万コマを達成した。

また、既存のカラーポジからのデジタル化についても例年どおり実施し、207点についてデジタル化し、目標とする200点を達成した。

上記の185万コマと207点のデジタル画像について、平成26年3月末までに館デジタルアーカイブへの登載作業を行い、インターネット上で公開し、目標を達成した。

これにより、既に公開している約918万コマと合わせ、約1,103万コマのデジタル画像を館デジタルアーカイブに登載の上インターネットで公開し、目標とする約1,100万コマを達成した。

また、カラーポジからのデジタル化については、平安時代の法律・裁判関係の資料等、当時の法律制度や社会を知る貴重な資料である「法曹類林」（重要文化財）や、江戸幕府の小判等の鑄造過程を示す絵巻物「金吹方之図」など207点（223画像）のデジタル画像の作成を行い、デジタルアーカイブに登載した。これにより、既に公開している2,082点（2,829画像）と合わせ、2,289点（3,052画像）のデジタル画像をインターネットで公開し、目標とする2,280点を達成した。

歴史公文書等のデジタル化

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歴史公文書等の所蔵冊数（冊）	1,241,543	1,293,632	1,328,911	1,353,053
デジタルアーカイブ提供冊数（冊）	96,389	102,579	113,575	127,115
作成率（％）	7.8	7.9	8.5	9.4

iv アジ歴への画像の提供

アジア歴史資料データベース構築計画に係るものとして、約3万画像のJ P E G

2000形式のデジタル画像を作成してアジ歴へ提供し、デジタル資産の共有化を図った。アジ歴システムへリンクしてきた約496万画像のデジタル画像については、館デジタルアーカイブに登録したことにより、平成25年度末において合計約1,599万画像の閲覧が可能となった。

平成12年度からの累計提供画像数は、合計約587万画像となった。

また、アジ歴システムから館デジタルアーカイブへのリンクによる方法でも提供することとしており、平成25年度は42万画像分の目録データを提供した。(平成26年度にアジ歴システムよりリンク予定。)(第4章2に関連記述)

#### v デジタル化に係る新たな取組

##### ア 館外における紙からの直接デジタル化(試行)

紙からの直接デジタル化については、今後、大幅に増加することとしている。このため、平成25年度、館外において作業を行う場合の具体的な作業方法等に係る試行(5万コマ)を実施した。

本作業においては、美術専用車による原本輸送、資料保管に係る温湿度等の管理、防犯、虫害対策等の対策をとったほか、館への資料返却に当たり虫害予防措置(低酸素処理法)をとるなど、特定歴史公文書等の適切な取り扱い、保存のため、必要な対応を行った。

本試行作業の実施により、5万コマがデジタル化されるとともに、具体的な作業工程、コスト、原本の保管や作業実施に係る留意事項等が把握された。

##### イ 内閣文庫資料確認

当館所蔵の内閣文庫資料に係るデジタル化の推進に向けて、デジタル化作業に先駆けて、同作業に必要な資料一点ごとの基礎情報の整備を図ることとし、平成25年度は、具体的な作業方法などを把握するための試行作業(2万冊)を実施した。

同作業において、デジタル化作業に必要な各種情報(目録の細目情報、資料形状(大きさ、ページ数、資料の厚み等))等を確認した。

本試行作業の実施により、2万冊に係る資料確認が行われるとともに、具体的な作業工程、コスト、作業実施に係る留意事項等が把握された。

#### (8) 館が保有する特定歴史公文書等の貸出し

##### ① 概要

館の保存する特定歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いに配慮しつつ積極的な貸出しを行うこととしている。

② 実績等

i 貸出しの状況

館が他機関で実施されている展示に主催又は共催に関わったものを除けば、平成25年度には18機関に対して102冊の貸出しを行った。また、申請書類整備後全てについて30日以内に貸出決定を行っており、貸出決定までに要した平均日数は7日間であり、平均審査日数7日以内という目標を達成した。平成23年度からの貸出しの状況は、次のとおりである。(資料3—49)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
貸出機関数	18		25		23		18	
貸出内訳	件数	冊数	件数	冊数	件数	冊数	件数	冊数
行政文書等（独立行政法人、司法府からの文書を含む。）	2	12	6	44	3	9	4	21
内閣文庫等（寄贈・寄託文書を含む。）	17	125	20	99	21	105	14	81
合計	19	137	26	143	24	114	18	102

ii 目標数値の考え方

平成25年度の平均審査日数の目標数値については、第3期中期目標期間中の各年度実績（平成22年度8日、平成23年度4日、平成24年度7日）を踏まえ、当該数値目標を7日に設定した。今後も手続の迅速化を図るとともに、積極的に貸出しを実施していくこととしている。

## 5 中間書庫

① 概要

公文書管理法第6条第2項により、行政機関の長は、行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならないとされている。また、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告では、各府省での集中管理を原則としながら、各府省のニーズに応じて、公文書管理担当機関が各府省共通の中間書庫（集中書庫）を設けることとされている。

これらを踏まえ、館は、平成23年4月から、公文書管理法の附則により改正された国立公文書館法に基づき、行政機関からの委託を受けて行政文書の保存を行う業務（以下「中間書庫業務」という。）を開始した。なお、各府省からのニーズを踏まえ、霞ヶ関から半径5km以内で交通の利便性が良い場所という前提で募集を行い、下記の場所で開始した。

所在地：東京都港区虎ノ門                      面積：約240㎡

平成25年度においては、行政機関からの新規の委託希望に十分に答えられるよう、書架を増設して書庫の収容能力を上げることとし、さらに、管理台帳の作成、保存期間満了時の措置確認、館への円滑な移管、一時利用対応等、中間書庫業務を適切に実施す

ることとした。

(資料3—51)

## ② 実績

### i 平成24年度保存期間満了文書の移管等

4月、平成24年度末までに保存期間が満了した受託文書116冊のうち、満了時の措置が移管と確定し、委託機関から移管通知のあった文書84冊(3機関)について、各機関に確認の上、中間書庫において箱詰めを行い、中間書庫からつくば分館に搬出した。

また、満了時の措置が廃棄と確定した文書32冊(1機関)を委託機関に返却した。このほか、保存期間満了時の措置の見直しのため委託解除の申入れがあった受託文書4冊(1機関)を委託機関に返却した。

### ii 中間書庫業務委託に関する意向調査に基づく新規受入れ

ア 平成25年1月に実施した平成25年度中間書庫業務委託の意向調査において、委託の希望があった行政文書について受託の適否等の審査及び各機関との協議・調整を行った。その結果、希望のあった3機関(内閣官房、内閣府、総務省)から新たに受託することを決定し、5月に22ファイル474冊を受け入れた。

イ 上記平成25年1月の調査では、当時の中間書庫の収容能力を超える委託希望があったため、新たに書架を増設することとし、7月に平成25年度第2回中間書庫業務委託の意向調査を実施した。これまで受託実績の無い行政機関に対して改めて中間書庫業務の説明を行うなど、受託文書の増加に努めた結果、4機関(内閣官房、内閣法制局、内閣府、厚生労働省)から委託の希望があり、9月に94ファイル3,379冊を受け入れた。

(資料3—52)

年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
受託文書数	1,032ファイル 4,911冊	563ファイル 5,201冊	627ファイル 8,934冊
委託行政機関数	6機関 (内閣官房、内閣府、警察庁、 総務省、法務省、厚生労働省)	5機関 (内閣官房、内閣府、警察 庁、総務省、厚生労働省)	5機関 (内閣官房、内閣法制局、内 閣府、総務省、厚生労働省)

### iii 書架の増設

行政機関からの委託希望に応えるため、9月に書架の増設を行った。増設後の収容能力は以下のとおりである。

収容能力：(増設前) 書架延長約450m、約6,000冊

(増設後) 書架延長約689m、約9,180冊

### iv 受託文書の保存及び管理

受託文書の劣化防止のための措置として、受託文書のほこり取りを行った。また、委託機関からの一時利用申込みに対応した。

平成26年1月、平成25年度末で保存期間が満了する予定の受託文書を各委託機関に通知し、満了時の措置確認を行った。3月、受託文書冊数等を記載した受託状況報告書を、各委託機関に送付した。

v 今後の中間書庫業務の在り方の検討

平成24年の独法委では、「内閣府パイロット事業から引き継がれた中間書庫業務について、今後の積極的な取組を期待するとともに、対費用効果からの長期的な検討や、運用の在り方等見直しの検討を行うことが期待される。」との指摘がなされた。その趣旨は、各府省の意向を踏まえ、霞ヶ関から近い場所に中間書庫を設置したにもかかわらず、中間書庫への委託機関が一部の府省に限られており、受託文書の一時利用が少ないのであれば、霞ヶ関の近くに設置している必要はないのではないかというものであった。

館はこれに対応するため、今後の中間書庫の在り方の検討を開始し、平成27年度以降の中間書庫の実施場所については、賃料の高い霞ヶ関に近い場所にこだわることなく、一時利用する委託府省の利便性の維持も考慮しつつ、賃料の低い郊外も対象に含めて検討を行ったところである。

## 6 寄贈・寄託

### ① 概要

公文書管理法の施行により、館は、法人その他の団体又は個人から歴史公文書等の寄贈・寄託を受け入れることが可能となった。

これを受けて、館は、寄贈・寄託に係る受入対象文書の基準、受入手続等を「独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱」（平成23年4月1日館長決定。以下「寄贈・寄託要綱」という。）として定め、歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れを適切かつ円滑に行うこととしている。 (資料3—53)

### ② 実績等

#### i 寄贈・寄託文書の受入れ

平成23年度から寄贈・寄託要綱を館ホームページで公表し周知に努めているが、平成25年度には、館ホームページのトップページにバナーを設置するなど、寄贈・寄託に係る情報について、積極的な提供を行った。この結果、平成25年度においては、個人から1件（9冊）の寄託の申出があり、受入れを行った（12月6日）。

寄贈・寄託文書の受入れ状況（平成25年度末）は次頁表のとおりである。

(資料3—54)

寄贈・寄託文書の受入状況(平成25年度末現在)

区 分	件数	冊数
寄 贈	26	3, 762
寄 託	2	72
合 計	28	3, 834

ii 寄贈・寄託文書の目録公開

平成25年度に目録を公開した寄贈・寄託文書はなかった。これは、平成24年度には寄贈・寄託文書の受入れが行われなかったことによる。

(注) 12月に受け入れた個人からの寄託文書9冊については、目録公開に向けて現在作業を進めており、平成26年8月末に利用を開始する予定である。

## 7 展示、広報、調査研究

(1) 展示

① 概要

館は、国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い展示を実施することにより、館の活動や歴史公文書等を保存・利用することの意義に関する幅広い理解を促進することとしている。

平成25年度においては、春・秋の特別展、連続企画展や館外展示の実施に積極的かつ計画的に取り組んだ。

さらに、分館においても年2回企画展を実施することとした。

② 実績等

i 平成25年春の特別展の実施

平成25年春の特別展「近代国家日本の登場－公文書にみる明治－」を本館で実施した。

- ・主催：当館、宮内庁宮内公文書館、外務省外交史料館
- ・開催期間：平成25年3月30日～4月18日  
(20日間)
- ・展示資料：69点(うち当館資料20点)

同特別展は、初めての試みとして、共に国立公文書館等に指定されている宮内庁宮内公文書館及び外務省外交史料館と共同展示とすることとし、「大日本帝国憲法」や「公文録」のほか、明治天皇の「御即位式絵図」などの絵巻、日清・日露両戦争の講和条約など、各館が所蔵する明治時代の政治、皇室、外交に関する貴重な公文書や絵巻物を一堂に展示した。

3月29日には、関係者を招待して内覧会を開催し、各館の展示企画者によるガイドツアーを実施したほか、4月3日には、当館4階会議室にて展示資料解説を行



春の特別展のポスター

い、70名の参加があった。

会期中6,509名の入場者のうち、平成25年度中の18日間の入場者数は5,942人であった。

4月10日、天皇皇后両陛下が同特別展を御覧のため当館へ行幸啓になった。春の特別展で実施したアンケートの結果は次のとおりである。

- ・入場者数6,509名の38.8%に当たる2,526名から回答を得た。
- ・男女の割合は、男性が71.5%を占めた。
- ・年代的には、60歳代が22.8%、50歳代が18.4%、40歳代が16.3%を占めた。
- ・職業は、会社員が31.7%、無職が23.5%、学生が9.5%であった。
- ・来場者の居住地は、東京23区が47.5%、23区以外の東京が11.3%であった。
- ・当館への来館経験を問うたところ、40%が来館経験者であり、58.9%が初めての来館であった。
- ・特別展の開催を知った広報媒体としては、ポスター等が24%、地下鉄車内のまど上広告が17.6%、新聞等が16%であった。
- ・展示解説目録については、「分かりやすかった」という者が62.4%、「普通」という者が27.8%であった。

## ii 平成25年秋の特別展の実施

平成25年秋の特別展「旗本御家人Ⅲ お仕事いろいろ」を本館で実施した。

- ・開催期間：10月5日～24日（20日間）
- ・展示資料：54点

同特別展は、平成21年春の「旗本御家人」、平成22年春の「旗本御家人Ⅱ」に続き、当館所蔵資料の中から、「貞享暦」（重要文化財）や「金吹方之図」、江戸時代の幕臣である旗本御家人に関わる資料を展示した。

10月4日には、関係者を招待して内覧会を開催し、展示企画者によるガイドツアーを実施したほか、10月19日には、堀口菜純氏（タレント・作家）による講演会「浮世絵で見る武士の世界」を開催し、76名が参加した。本特別展開催期間を通じた入場者数は、9,231名であった。

秋の特別展で実施したアンケートの結果は次のとおりである。

- ・入場者数9,231名の40.8%に当たる3,768名から回答を得た。
- ・男女の割合は、男性が57.4%を占めた。



平成25年秋の特別展



秋の特別展のポスター

- ・年代的には、60歳代が25.1%、50歳代が21.5%、40歳代が18.6%を占めた。
- ・職業は、会社員が36.1%、無職が20.1%、主婦が14.5%であった。
- ・来場者の居住地は、東京23区が49.4%、23区以外の東京が9.3%であった。
- ・当館への来館経験を問うたところ、36.8%が来館経験者であり、62.8%が初めての来館であった。
- ・特別展の開催を知った広報媒体としては、地下鉄車内のまど上広告が27.8%、ポスター等が21.1%、看板等が13.6%であった。
- ・展示解説目録については、「分かりやすかった」という者が57.9%、「普通」という者が30.6%であった。

### iii 連続企画展の実施

本館において、特別展開催中を除く期間に6回の企画展を行い、企画展全体での入場者数は9,506名であった。なお、連続企画展第4～6回においては、土曜日にも展示会を開催した。

#### ア 連続企画展第1回「公文書でみる落語のれきし」

- ・開催期間：5月8日～6月18日（土日祝を除く30日間）
- ・展示資料：23点

「醒睡笑」、「笑府」、「戯作六家撰」等を展示し、落語の歴史を紹介した。6月5日には、雷門小助六氏（落語家）による講演会「はじめての北の丸落語」を開催し、48名が参加した。入場者数は、1,152名であった。



講演会の様子

#### イ 連続企画展第2回「公文書館で『富士登山』」

- ・開催期間：6月24日～8月6日（土日祝を除く31日間）
- ・展示資料：42点

「富士山画図」、「駿州富士浅間之図」、「富士山頂気象観測報告書」等の富士山にまつわる様々な資料を展示した。7月24日には、小野聡氏（静岡県文化・観光部文化学術局世界遺産推進課学術調査班長）による講演会「富士山の世界文化遺産登録」を開催し、41名が参加した。入場者数は、1,044名であった。

#### ウ 連続企画展第3回「空襲の記録－全国主要都市戦災概況図－」

- 開催期間：8月12日～9月20日（土日祝を除く29日間）
- 展示資料：131点（第1期：42点、第2期：45点、第3期：44点）

昭和20年（1945）12月に第一復員省資料課によって、都市ごとに編纂された「全国主要都市戦災概況図」から、約130都市分の戦災概況図を3期にわけて展示した。また、8月12日から8月30日には「終戦の詔書」御署名原本の原本展示を行った。入場者数は、2,389名であった。

#### エ 連続企画展第4回「文明開化と明治のくらし」

- ・開催期間：11月6日～12月13日（日曜を除く33日間）



- ・展示資料：54点（うち1点は複製）

文明開化の諸相を表す資料として、郵便創業の布告や陸海軍の服制に関する文書等を展示した。期間中、展示企画者によるギャラリー・トークを2回開催し（11月13日、27日）、合計48名の参加があった。入場者数は、1,907名であった。

#### オ 連続企画展第5回「妖怪退治伝」

- ・開催期間：12月18日～平成26年2月1日（日祝を除く31日間）
- ・展示資料：41点

「土蜘蛛」「平家物語」といった古典文学の中に見える妖怪退治の物語を、主に江戸時代に出版された絵入り本を中心に紹介した。期間中、展示企画者によるギャラリー・トークを2回開催し（12月25日、平成26年1月15日）、合計33名の参加があった。入場者数は、1,630名であった。



連続企画展のサインシート

#### カ 連続企画展第6回「江戸幕府を支えた知の巨人－林羅山の愛読した漢籍－」

- ・開催期間：平成26年2月7日～3月15日（日祝を除く31日間）
- ・展示資料：31点

所蔵資料から「論語集解」「万首唐人絶句」等、林羅山の愛読した漢籍等を展示した。期間中、展示企画者によるギャラリー・トークを2回開催し（2月12日、3月5日）、合計26名の参加があった。入場者数は、1,384名であった。



ギャラリー・トークの様子

### iv 公募による館外展示の実施

#### ア 展示会場の公募

平成25年度も、平成24年度に引き続き、公募により館外展示を実施した。5機関から応募があり、選考の結果、茨城県立歴史館を館外展示会場とした。

国立公文書館所蔵資料展「資料が語る 日本の歴史 茨城のあゆみ－国立公文書館×茨城県立歴史館－」（於：茨城県立歴史館）（以下「茨城展」という。）

- ・主催：当館、茨城県立歴史館
- ・開催期間：12月7日～平成26年1月26日（41日間（月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月1日は休館）
- ・展示資料：56点（うち当館資料50点）



新旧憲法の複製物

・入場者数：6,672名

茨城展では、幕末から昭和にかけての日本と茨城の歴史を、時系列でたどる展示構成とした。当館所蔵の公文書に加え、茨城県立歴史館所蔵のサンフランシスコ平和条約調印式で使用された万年筆や近衛歩兵軍服等を展示した。また、学校教育への活用を意識し、新旧憲法の全文を比較しながら見ることができるよう長尺の複製物を作成するなど、展示方法等の工夫を行った。

12月8日、21日、平成26年1月13日の午前・午後に、茨城県立歴史館職員及び当館展示企画者による「資料解説」を実施し、各回約30名の参加があった。

なお、12月6日に報道関係者向けの事前説明を実施した。

茨城展において来場者に対して実施したアンケート結果は、次のとおりである。

- ・入場者数6,672名の9.7%に当たる645人から回答を得た。
- ・男女の割合は、男性が67.1%を占めた。
- ・年代的には、60・70歳代が23.6%、50歳代が12.9%を占めた。
- ・職業は、無職が32.2%、会社員が18%、学生が15.7%であった。
- ・来場者の居住地は、水戸市以外の茨城県内が50.2%、水戸市内が34.4%であった。
- ・展示会場のある茨城県立歴史館への来館経験を問うたところ、80.2%が来館経験者であり、19.1%が初めての来館であった。
- ・茨城展の開催を知った広報媒体としては、ポスター等が36.2%、歴史館に来館してが19.9%、インターネットが10.4%であった。
- ・展示解説目録については、「分かりやすかった」という者が51.6%、「普通」という者が33.8%であった。
- ・当館の認知度等について問うたところ、来館経験者が12.1%、来館未経験だが「名称だけ知っていた」という者が53%、「初めて知った」という者が28.8%であった。

#### v 他機関と連携した取組

福岡共同公文書館開館記念展示会「公文書にみる福岡140年のあゆみ ～福岡県と市町村合併～」(於：福岡共同公文書館)(以下「福岡展」という。)

- ・主催：福岡共同公文書館
- ・共催：当館
- ・開催期間：平成24年11月18日～平成25年6月23日(月曜・祝日及び年末年始は休館)
- ・展示資料：13点(当館資料46点を4期に分けて展示替え。4月1日～6月23日までは第4期分13点を展示。)
- ・入場者数：272人(会期中の入場者910名のうち、4月1日～6月23日分)

福岡展は、福岡共同公文書館が主催する同館開館記念展示会において、展示会場の一部ケースを用いて、当館所蔵の福岡県関係資料を展示することとしたものであ

る。展示期間を4期に分け、第4期は福岡県関係者の叙位・叙勲・褒章等に関する文書を展示した。

## vi つくば分館での常設展・企画展の実施

### ア 常設展

レプリカによる「日本国憲法」、「終戦の詔書」等の歴史公文書等や「戊辰所用錦旗軍旗真図」及び茨城県に関する「常陸国絵図」などを年間を通じ展示しているほか、常設展示目録（A4、34ページ）を来館者に無料で配布した。

### イ 企画展

#### a 公文書に見る鉄道

- ・開催期間：4月15日～20日（6日間）
- ・展示資料：13点
- ・入場者数：149名

文部科学省が主催する「科学技術週間」に合わせて開催した。

展示解説目録（A4、8ページ）を来館者に無料で配布した。

「科学技術週間」の公開総合ガイドに分館の案内を掲載し、企画展の紹介を行った。

来館者の内訳は、授業の一環で訪れた茨城県内の高校生を含め子ども56名、大人93名、住まいはつくば市内85名、つくば市を除く茨城県内49名、県外15名であった。

#### b 旗本御家人の世界

- ・開催期間：7月22日～8月31日（35日間（日曜及び7月の土曜は休館））
- ・展示資料：41点（うち当館資料40点）
- ・入場者数：2,922名

つくば市教育委員会が推進する「つくばちびっ子博士」事業に協賛し、つくば市の小中学校が夏休みとなる期間に開催。7月は平日、8月は平日及び土曜日も開催した。

展示解説目録（A4、28ページ）を来館者に無料で配布した。

また、同企画展では毎年好評の和綴じ体験講座を毎日開催し、三つ目綴じのメモ帳作成に1,421名が参加した。さらに、8月の四つ目綴じ講習会（8月の土曜日、小中学生限定の予約制で70名が参加）を開催した。

また、子ども向けに「感想ノート」を置いて自由に記述してもらうことにより、館への関心をいっそう深めてもらうことに努めた。

来館者の内訳は、高校生以下の子ども1,672名、大人1,250名、住まいはつくば市内2,648名、つくば市を除く茨城県内202名、県外72名であった。

## vii 平成26年度における公募による館外展示の実施へ向けた取組

平成26年度においても、会場の公募により館外展示を実施することとし、12

月19日～平成26年1月24日まで展示会場の公募を実施した。これに対して、2機関から応募があり、選考の結果、徳島県立博物館を平成26年度における館外展示会場として選定した。

会場選定後、平成26年度における徳島県立博物館での展示実施に向けて、同館との調整等準備を鋭意進めているところである。

viii 今後の更なる質の高い展示会の実施に向けた企画内容等についての検討

平成26年度においては、本館において春・秋の特別展のほか、本・分館において企画展を複数回実施するとともに、上記viiのとおり、徳島県立博物館において館外展示を実施することとした。平成25年度においては、これらの展示会の企画内容等について検討した。

ix 国民のニーズ等を踏まえ魅力ある質の高い展示とするための取組等

ア 特別展

- ・春の特別展では、初の試みとして、宮内庁宮内公文書館、外務省外交史料館と協力・共同して企画・展示を行い、各館の資料を織り交ぜて展示することにより、密度の濃い充実した展示内容とすることができた。
- ・展示内容を利用者により理解していただくための試みとして、企画者による展示資料解説を初めて実施した。

イ 館外展示

- ・茨城展では、茨城県立歴史館所蔵の万年筆や近衛兵軍服等の「モノ資料」と公文書とを関連させて展示することで、展示内容をより分かりやすいものとすることができた。
- ・茨城展の入場者アンケートによれば、約8割が館外展示を契機として当館の資料を初めて目にしており、これまで馴染みの無かった地域の方々にも所蔵資料を紹介することができた。

ウ 連続企画展

- ・連続企画展第1～2回における講演会、同第3回における「終戦の詔書」原本特別展示、同第4～6回におけるギャラリー・トークといった、展示内容をより分かりやすく伝え、当館の所蔵資料に親しみを持っていただくための新規の取組を積極的に行った。
- ・講演会等への応募方法に、往復ハガキに加えメールを採用した。
- ・11月9日より企画展開催期間中の土曜日も開催することとした。

エ その他

- ・本館1階の展示スペースについて、有償頒布物等の売場が分かり難いという点を解消し、利用者の利便性を向上させるなどスペースの有効活用を図るため、平成26年3月にリニューアルを行った。また、本館常設展の内容の充実に向けた検討を行った。

なお、この他、従前からの下記の取組については、平成25年度も継続して行った。

- ・各展示企画・方法等について歴史研究者等の有識者等から意見聴取し、企画内容へ反映した。
- ・平成25年春・秋の特別展における音声ガイドを専門のナレーターにより収録した。
- ・平成25年春・秋の特別展及び茨城展において、ポスター等と展示会目録を一体的に作成した。なお、展示会目録は全頁をカラー化し、資料写真を掲載した。
- ・展示会における、展示資料の写真撮影の許可による入場者の利便性向上、及び展示企画内容に即した関係団体等への周知等による積極的な広報を行った。

## (2) 見学等

### ① 概要

平成25年度は、館主催見学会を実施するとともに、各種見学の受入れ等利用者層の拡大に向けた取組を行うこととした。

### ② 実績等

#### i 館主催見学会

館が保存する特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、気軽に公文書館や公文書に親んでもらえるよう、小学生、中学生・高校生及び一般（18歳以上）のそれぞれを対象として、館主催見学会を開催した。開催に係る周知活動は、以下のとおりである。

- ・千代田区教育委員会、東京都教育委員会、東京私立中学高等学校協会、東京私立初等学校協会への説明、周知協力依頼
- ・千代田区内の小学校・中学校・高等学校への訪問説明、電話説明、資料送付
- ・館HPでの募集要項等の公表
- ・本館見学実績のある学校等への資料送付
- ・関係機関（公文書館、図書館等）への資料送付

種別ごとの開催実績は以下のとおりである。なお、小学生向けの館主催見学会は、平成25年度子ども霞が関見学デーの関連イベントとして、本館で実施した。

#### ア 小学生向け

名称	キミも「子どもアーキビスト」を目指そう！！—国立公文書館1日体験ツアー—
対象	小学生（保護者同伴）
日時	8月7日（水） 10時～12時、13時30分～15時30分 8月8日（木） 10時～12時、13時30分～15時30分
参加者	23名
内容	業務紹介、「公文書館で「富士登山」」の展示解説、書庫見学、公文書の収集整理ゲーム、製本体験

【参加者からの意見例】

- ・せいほん体験がたのしかったから家でもつくりたい。書庫の見学ができてよかった。(4年生)
- ・貴重な文書を拝見しまして本当に有意義でした。子供達にとっても、記憶に残る意義ある体験となったと思います。機会をみつけて展示にも訪れたいと思います。内容の濃いプログラムを有難うございました。(保護者)

イ 中学生・高校生向け

名称 中高生のための国立公文書館体験ツアー

対象 中高生

日時 8月23日(金)

10時～12時、14時～16時

参加者 20名

内容 業務紹介、館デジタルアーカイブの利用説明・検索体験、書庫見学、「空襲の記録」「終戦の詔書」の展示観覧、和綴じ体験(裏打ちを含む。)

【参加者からの意見例】

- ・本の綴じ方など破れた所を直す方法など、実際体験することが出来て楽しかったです。書庫も見学し、とてもいい経験になりました。また、友達をさそって来ようとおもいます。(中学1年生)
- ・思ったよりも近くに大きな公文書館があり、驚いた。針が何十枚もの紙に通るのかと思ったが、やってみて大変なものなのだと感じた。(中学2年生)

ウ 一般向け

名称 国立公文書館体験ツアー

対象 一般(18歳以上)

日時 10月14日(月・祝)

11時～13時、14時30分～16時30分

参加者 82名(一般参加者に同伴した児童又は生徒5名を含む。)

内容 国立公文書館紹介(二つの憲法)、修復見学、書庫見学、和綴じ体験、秋の特別展「旗本御家人Ⅲ お仕事いろいろ」見所紹介

【参加者からの意見例】

- ・見られないと思っていた憲法のレプリカが見られて感激しました。これからも、少しずつ公開をお願いします。
- ・滅多に入られない書庫で貴重な書を見られてうれしかったです。修復の機械、実際の和紙などを見られ、かつ触ることもでき、穴が修復できているのがしつかりとわかり、興味深かった。



## ii 見学者数

平成25年度における見学者については、平成24年度までは当館に直接見学の申込みがあった団体数、人数を中心に実績として取りまとめていたところであるが、平成25年度から館主催見学会を実施したところであり、また、国会議員や国の機関等からの視察要望も多数あったため、平成25年度からは視察者も含めて取りまとめることとした。平成25年度は84団体、1,220人であった。平成23年度以降の見学者数等の推移は、次のとおりである。

区分 \ 年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
本館	43	581	38	357	40	380	78	1,052
分館	8	184	14	474	9	244	6	168
合計	51	665	52	831	49	624	84	1,220

## iii 見学コースの整備

館内見学者の利便性等を図るため、平成26年度から本館1階及び2階に新たに見学コースを整備する検討を行った。

## (3) 広報

### i 情報誌『アーカイブズ』

#### ① 概要

情報誌『アーカイブズ』は、“Management of Archives”に関する情報をアーカイブズ関係機関等に提供し、我が国の公文書館制度の充実を図っていくために情報交換すると共に、配布先機関等での縦覧により広く情報を発信する媒体として平成11年9月から刊行しており、国の機関、独立行政法人等のほか、地方公共団体、地方公文書館等に1,260部配布している。

また、刊行後は速やかに館のホームページに掲載し、記事中のURLにリンクを張るなどして利便性、情報性を高める工夫を行い、多角的な情報提供に努めている。

掲載内容は、公文書管理、公文書館、国際会議等に関する特集のほか、公文書管理や公文書館をめぐる国内外の動き、国立公文書館ニュース等である。

#### ② 実績等

特集や記事の選定など誌面構成に当たっては、年3回の刊行頻度に鑑み、密度の高い情報発信を図ることとし、平成25年度においては、地方公文書館等からの要望が多かった公文書等の評価選別や公文書館における普及啓発等の取組、国際会議参加報告及び諸外国の最新動向等を取り上げた。

また、各号とも地方公共団体・地方公文書館・大学等のアーカイブズ関係機関からの寄稿により、各機関との連携を深めつつ幅広い情報交換・情報発信を行った。

平成25年度に刊行した各号の概要は以下のとおりである。（資料3—61）

・第50号（6月刊行）

「公文書等の評価選別について」を特集テーマとし、平成25年1月に開催した平成24年度アーカイブズ研修Ⅱの参加者によるグループ討論等の論考を掲載した。

また、「公文書管理・公文書館をめぐる動き」では、平成23年度における公文書等の管理等の状況について取り上げたほか、「国立公文書館が大阪大学にやってきた」展などの開催報告や、佐賀県公文書館、沖縄県公文書館、ふるさと府中歴史館、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」、ICAの動きに関する論考等を掲載した。

・第51号（10月刊行）

「開かれたアーカイブズを目指して」を特集テーマとし、公文書館における普及啓発や市民との協働、公文書管理等に係る最近の事例として、館のほか、北海道立文書館、大阪府公文書館、山口県文書館、豊田市及び尼崎市立地域研究史料館の取組に関する論考を掲載した。

また、「公文書管理・公文書館をめぐる動き」では、札幌市公文書館、名古屋大学大学文書資料室、大阪大学アーカイブズ及び神戸大学附属図書館大学文書史料室等の動きに関する論考等を掲載した。

・第52号（平成26年3月刊行）

「アーカイブズ国際会議」を特集テーマとし、平成25年度に館役職員が参加した国際会議（ICA年次会合、EASTICA第11回総会及びセミナー、並びにSARBICA国際セミナー）の参加報告のほか、フランス及び中国における公文書館等の最新動向に関する論考を掲載した。

また、「公文書管理・公文書館をめぐる動き」では、宮内公文書館、東北大学史料館、宮城県公文書館及び熊本県の動きに関する論考を掲載した。

ii 研究紀要『北の丸』の刊行

① 概要

研究紀要『北の丸』は、館の所蔵する特定歴史公文書等に関する学術的見地からの調査研究など、館職員による専門的技術的知見に基づく成果を発表し、レファレンスに資する情報を蓄積することで利用者の利便性の向上を図るため、年1回700部を刊行し、各府省等、国および地方公共団体が設置する公文書館、図書館、学術研究機関、大学附属図書館、海外の関係機関等に配布している。

また、館の保存する特定歴史公文書等の中には、単に我が国にとどまらない学術的価値を有する資料があることから、これらに関する情報が諸外国においても利用されるよう、平成16年度から、主要掲載論文の英文要旨を本編末尾に加えて刊行している。

② 実績等

平成25年度は、総務省の国勢調査の企画に関する論考、館が所蔵する漢籍の解



題などを掲載した第46号を平成26年1月に刊行し、各府省等、地方公共団体が設置する公文書館、図書館、学術研究機関、大学附属図書館、海外の関係機関等に配布した。

さらに、『北の丸』第46号に掲載した全文については、速やかに館のホームページに掲載し、関連する所蔵資料群のデジタルアーカイブ上の目録情報ともリンクさせるなど、多角的かつ幅広い情報提供に努めた。(資料3-62)

### iii ホームページの充実等

#### ① 概要

平成25年度計画では、ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報することなどにより、①国民の公文書館に対する理解や関心を高めること、②館の保存する特定歴史公文書等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行うことが求められている。

#### ② 実績等

##### ア インターネットによる情報発信

###### a ニュースの発信・リンク拡充等

最新情報を掲載した「公文書館ニュース」等については、250件の更新を行い、内容の充実・強化を図った。

例えば、ICA第1回年次会合、EASTICA総会及びセミナー、SARBICA第19回理事会及び国際セミナーの参加報告や、館が開催した各種研修会の模様などを報告するとともに、東日本大震災復興支援に関する特設ページにおいて、各被災自治体における被災公文書等修復支援事業に関して積極的な情報発信を行った。

その他、全国公文書館（札幌市公文書館、小布施町文書館の2館）とリンクを張った。

平成25年度のホームページへのアクセス件数は約30万件であった。

###### b サブコンテンツの提供

館所蔵の特定歴史公文書等を月替りで紹介する「今月のアーカイブ」の更新に当たっては、時宜を捉えてユーザーを誘導することを目指した。

例えば、9月分では、9月21日の日本とベトナムの外交関係樹立40周年に合わせた資料を、11月分では、伊勢神宮の式年遷宮を念頭に置いた資料を取り上げた。さらに8月分では、平成25年連続企画展第3回「空襲の記録—全国主要都市戦災概況図—」において展示する「全国主要都市戦災概況図」、10月分では、平成25年秋の特別展「旗本御家人Ⅲ お仕事いろいろ」において展示する「金吹方之図」、12月分では、館所蔵資料展「資料が語る日本の歴史、茨城のあゆみ—国立公文書館×茨城県立歴史館—」において展示する閣議書、平成26年2月分では、平成25年連続企画展第6回「江戸幕府を支えた知の巨人—林羅山の愛読した漢籍—」において展示する「羅山林先生集」も取

り入れて、展示会への集客を図った。

また、館の認知度の向上及び遠隔地の新たな利用者等の開拓を目指して、平成25年春の特別展「近代国家日本の登場—公文書にみる明治—」及び平成25年秋の特別展「旗本御家人 III お仕事いろいろ」を一部拡充しながら再構成し、デジタルコンテンツとして作成したデジタル展示の更新を行った。

#### c その他

情報ポータルサイトへの情報提供、各種広報媒体を利用して、館デジタルアーカイブ、アジ歴の紹介、館外展示の案内等の広報を実施した。

### イ 印刷物の作成・配布

館紹介パンフレット及びリーフレットに加え、英語版のパンフレット及びリーフレット、平成18年度に策定したパブリック・アーカイブズ・ビジョンやアジ歴、館デジタルアーカイブ紹介のリーフレット等を海外からの訪問者や見学者への館の業務説明に利用したほか、広く閲覧利用者や展示会観覧者等も手に取ることができるよう1階ロビーに配置・配布するとともに、館外展示の機会も捉えて各会場においても積極的な配布を実施した。このうち、館紹介パンフレットについては、一部リニューアルの上で増刷を行った。リーフレット及びパブリック・アーカイブズ・ビジョンについても、増刷を行った。

### ウ 広告

広く館の存在及び春・秋の展示会の開催の周知並びに利用者の一層の拡大を図るため実施している地下鉄駅構内の電飾掲示板を、東西線竹橋駅構内に2箇所、千代田線の霞ヶ関駅及び大手町駅（大手町駅については、駅改良工事による支障に伴い平成26年3月より東西線の飯田橋駅に変更）に各1箇所、丸ノ内線国会議事堂前駅に1箇所の計5箇所に掲出した。

また、北の丸公園の施設案内塔への案内板の掲示や館の敷地内の案内塔による広告も引き続き行った。

### エ 展示の広報

#### a 本館

特別展については、地下鉄まど上広告、地下鉄駅貼りポスター等での広報を実施するだけでなく、取材対応にも適切な対応を行い、新聞等に掲載された。そのほか、千代田区広報紙『広報千代田』（4月5日号）、『東京メトロ沿線だより』（4月号）に平成25年春の特別展「近代国家日本の登場—公文書にみる明治—」の案内を、『広報千代田』（10月5日号）、『東京メトロ沿線だより』（10月号）に平成25年秋の特別展「旗本御家人 III お仕事いろいろ」の案内を掲載していただいた。

また、新たな広報展開として、本館門扉の看板による周知や当館ホームページトップ画面による誘導を実施したほか、ツイッターによる誘導についても検討を行い、平成26年度から実施することとした。

b つくば分館

企画展「公文書に見る鉄道」（４月１５日～２２日）の開催に当たり、文部科学省が発行した科学技術週間の公開総合ガイドに同企画展の案内を掲載した。

企画展「旗本御家人の世界」（７月２２日～８月３１日）の開催に当たっては、チラシ（Ａ４版、３，３００部）を作成し、市内小中学校等へ送付したほか、『広報つくば』（７月１日号）への掲載を行った。また、朝日新聞・日本経済新聞（茨城版）、つくば市のタウン情報誌（２誌）にも企画展の記事が紹介された。また、同年８月９日にコミュニティFM「ラジオつくば」の番組「Wh@t? Tsukuba!」に、職員が出演し、企画展「旗本御家人の世界」（７月２２日～８月３１日）の紹介を行った。

オ デモンストレーション・イベント

a 国立情報学研究所オープンハウスへの参加

国立情報学研究所からの依頼に応じ、同研究所が主催する情報学に関する研究発表・展示が行われるオープンハウス（６月１４日及び１５日）へ参加した。オープンハウスに、館の展示ブースを設け、館の推進するデジタルアーカイブ事業について紹介するため、展示パネルの掲示、リーフレット・チラシの配布や「国立公文書館デジタルアーカイブ」及びアジ歴のデモンストレーションを行った。また、国際アーカイブズの日ポスターを掲示し、その周知を図った。

カ 雑誌への寄稿等

館の存在とその意義を国民に周知し、特定歴史公文書等の利用の促進を図るとともに、公文書管理法の趣旨と館の取組について、館の役職員が雑誌への寄稿等を積極的に行うこととしているが、平成２５年度には『東京人』１１月号に館長インタビューが掲載された。

キ 地域との連携

a ゾーンマップの作成

地区の活性化の一環として、春と秋に館の所在情報や当面のイベント情報を掲載した「北の丸公園・皇居東御苑文化ゾーンマップ」を東京国立近代美術館・工芸館、科学技術館、宮内庁三の丸尚蔵館及び昭和館と共同で作成し、配布した（平成２５年春号（８万４千枚、うち当館分１万３千枚）及び平成２５年秋号（８万４千枚、うち当館分１万４千枚）。当該マップは、来館者に配布するとともに、利用の一層の拡大を図るため、近隣施設（千代田区役所、千代田図書館、学士会館、如水会館、KKRホテル東京、靖国神社遊就館、国民公園協会皇居外苑、パレスサイドビル）にも配置・配布を依頼した。

b 千代田区広報等

当館をはじめ、区内に所在する博物館、美術館等２５館が参加している千代田区ミュージアム連絡会は、千代田図書館内に区内の各ミュージアムが薦める図書コーナーを設置しており、当館も「国立公文書館がおすすめするアーカイブズに

ついでの本」コーナーを設置している。なお、図書コーナーでは、アーカイブズ関連図書を分かりやすく解説するとともに、当館紹介パネルの設置及びリーフレットの配布も行った。

また、「ちよだ生涯学習ガイドブック 2013」に当館の紹介を掲載した。

c 筑波研究学園都市における他機関との交流

つくば分館は、他の機関との情報交換や連携を深めるため、茨城県、つくば市、国立研究機関、民間企業などで構成される「筑波研究学園都市交流協議会」（99機関）に加盟し、毎年開催される総会等に参加している。

ク 取材対応

取材の申し込みには、当館に対する理解促進のため、積極的かつ柔軟に対応することとしており、平成25年度も機会をとらえて適切に取材対応することにより、館の取組について周知を図った。その主な成果は以下のとおりであるが、特にNHKの人気テレビ番組「探検バクモン」で取り上げられ、再放送を含め8回放映されたことにより、多くの人々への周知・理解が図られた。

- ・「両陛下、公文書展を鑑賞」（読売新聞）
- ・「探検バクモン 紙のみぞ知るニッポン」（NHK）
- ・「池上彰緊急スペシャル 日本国憲法を一から学ぶ2時間SP！！」（フジテレビ）
- ・「国立公文書館のお宝拝見！」（東京人）
- ・「歴史的文書、しっかり保存」首相、公文書館を視察」（日本経済新聞）
- ・「日本の歴史が詰まった国立公文書館のお仕事」（週刊現代）
- ・「文書の修復保存@国立公文書館」（読売新聞）

(4) 調査研究

i 電子公文書等の長期保存等に関する調査

① 概要

電子公文書の長期保存等に関する国際動向や技術動向について調査を行い、その成果を適宜公表し、また、その成果については、館における電子公文書の受入れ、保存等に可能なものから随時活用を図ることとしている。

平成22年度、平成23年度及び平成24年度においては、電子記録管理について先駆的な活動を進めてきたイギリス（平成22年度）、ニュージーランド（平成23年度）及び欧州（EU）における電子記録管理に係る取組みについて調査を実施した。

一方、館では、平成23年度より電子公文書等システムを運用し、国の機関から移管される電子公文書を受入れ、保存し、利用に供してきた。電子公文書等システムについては、平成28年度に次期システムへの移行を控え、平成26年度に同次期システムに関する要件定義を行うこととしている。

② 実績

平成25年度においては、平成22年度～平成24年度までに実施した調査研究

結果を確認するとともに、現行の電子公文書等システムの現状確認等を行った。

その結果、次期システムの要件検討に当たり、参考とすべき諸外国の取組み状況や技術的に検討すべき事項はあるものの、現行システムに大きな課題がないことを確認した。

また、上記作業を踏まえ、次期システムにおいて対応すべき技術的な事項等について整理し、以下のアイのとおり、対応案について検討した。

ア 平成22年度から平成24年度までの調査研究結果の整理等

・国内製ソフトウェアの技術情報の蓄積

受入れた電子ファイルの技術情報を確認するため、引き続きイギリス国立公文書館が開発したプロノム（PRONOM）を活用するとともに、国内製ソフトウェアに係る技術情報を蓄積する。

・システムの相互運用性の確保

電子記録システムにおいては、システム間の相互運用性の確保が重要であることから、次期システムにおいて、欧州における標準要件であるMoReq2010®のエクスポート機能の要件（エクスポートスキーマ等）を活用する。

イ 電子公文書等システムの現状確認等

・電子ファイルの処理エラーについて

フォーマット変換等の処理エラーが発生する可能性があることを踏まえ、こうした事例等に関する技術情報の蓄積に努め、業務上の技術レファレンスとして活用する。

・標準化された長期保存光ディスクの活用

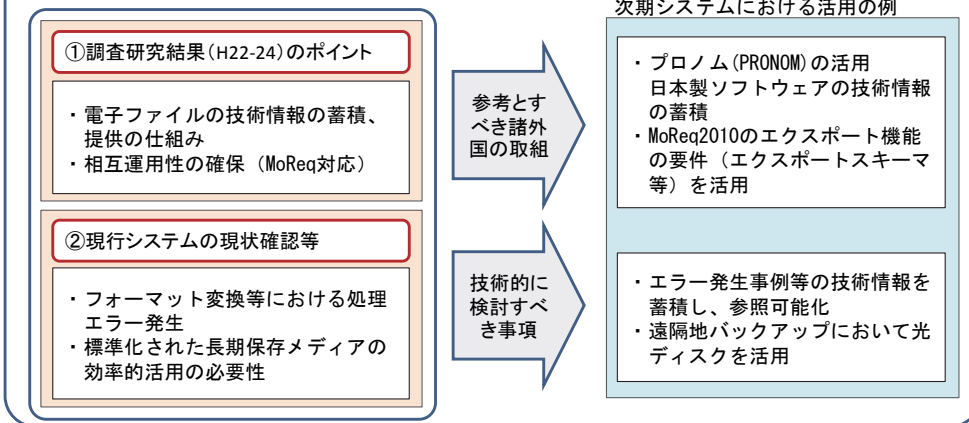
長期保存に向けて、標準化された長期保存用光ディスクが、新たに開発されたことを踏まえ、遠隔地バックアップにおいて活用する。

以上について、平成25年度調査研究報告書「電子公文書等の移管・保存・利用システムの次期システムの要件検討に向けて」として取りまとめ、館ホームページに掲載、公表した。

これにより、過去の調査研究や現行システムの現状確認等が行われ、次期システムにおいて大きな課題がないことが確認されたほか、対応すべき技術的な事項等について整理された。こうした調査研究結果について、平成26年度に行う次期システムの要件定義書作成作業を通じて、具体的に活用することとしている。

## 平成25年度における電子公文書の長期保存等に関する調査の概要

- ・平成22年度から平成24年度の調査研究結果を踏まえ、現行の電子公文書等システムの現状確認等を実施。
- ・現行システムに大きな課題がないことを確認。
- ・また、対応すべき技術的な事項等については、次期システムにおける活用を検討。



## ii 保存及び修復に関する調査

### ① 概要

館の保存する特定歴史公文書等の保存及び修復に関して、保存環境の在り方、資料の状態、利用頻度等に応じた修復技術等について調査研究を行い、その成果を適宜公表することとしている。

### ② 実績等

館が所蔵する特定歴史公文書等について、劣化資料及び破損資料の状態を把握し、これらに対応するための複製物作成及び修復に関する論点を整理するとともに優先度等を検討した。また、併せて今後の特定歴史公文書等の適切な保存・利用に向けた課題を抽出することを目的として、外部機関による委託調査を実施し、「特定歴史公文書等の劣化状況等に係る調査研究業務報告書」として取りまとめ、館ホームページに掲載、公表した。

#### ア 調査の概要

##### ・調査対象

館が所蔵する特定歴史公文書等のすべてにあたる約133万冊。

##### ・調査実施方針

本調査では、所蔵資料の「劣化」と「破損」の度合いを数値化し、マトリクス化を実施した。この「劣化度」及び「破損度」を整理した「劣化・破損マトリクス図」と、利用頻度等の他の要素を統合的に関連させ、詳細な実態を把握。これを踏まえ、劣化資料及び破損資料への対応策を立案した。

・サンプリング数

調査は、一次調査（全体から 0.3%）と二次調査（一次調査で劣化状況及び破損状況がみられた資料群から 3%）に分けて合計 13,523 冊のサンプル調査を実施した。

イ 調査の内容

劣化資料及び破損資料を把握するため、以下の調査項目を設定し、劣化・破損ポイントを付与した。

- ・劣化資料 : 「茶変色と紙力劣化」、「文字褪色」
- ・破損資料 : 「虫損、汚損、破損、固着、製本不良」と「取扱い影響度」

ウ 調査結果

一次調査、二次調査結果を「劣化・破損マトリクス図」により整理。（結果は以下のとおりである）

劣化度、破損度の指標は、以下のとおりである。

- ・劣化度 = 調査項目「茶変色と紙力劣化」
- ・破損度 = 調査項目「破損と取扱い影響度」

劣化・破損マトリクス図により整理した調査結果

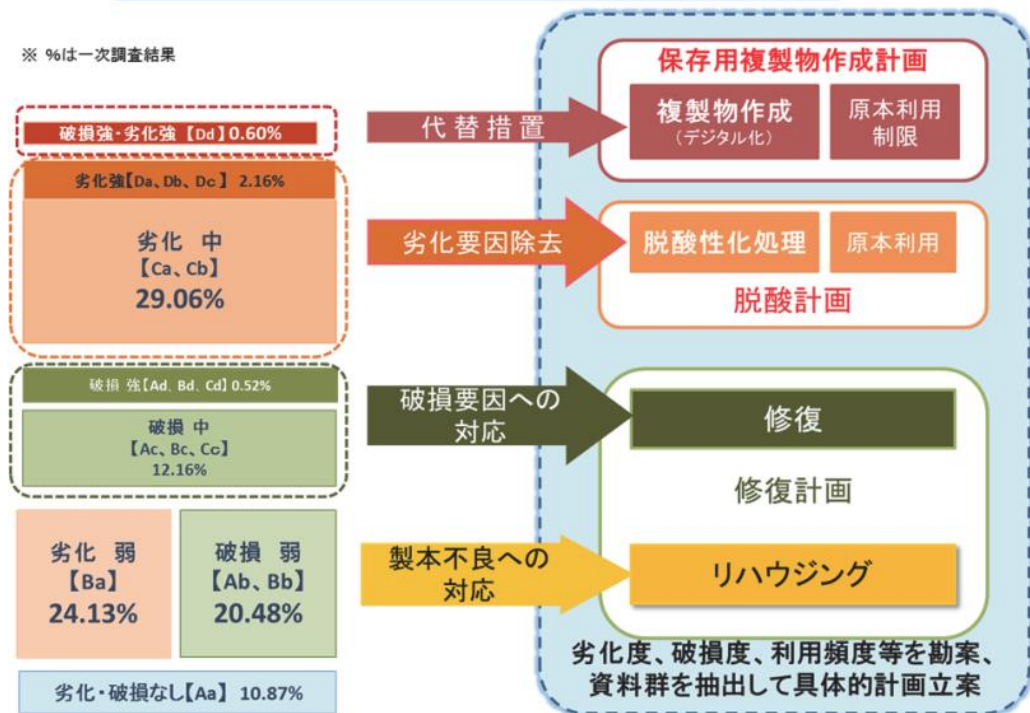
		一次調査(4012冊)結果と所蔵資料133万冊の内訳										二次調査(6011冊)結果と所蔵資料21万冊の内訳									
破損度	劣化度	劣化度 A		劣化度 B		劣化度 C		劣化度 D		劣化度 A		劣化度 B		劣化度 C		劣化度 D					
		0	1 2	3 4	5 6 7	0	1 2	3 4	5 6 7	0	1 2	3 4	5 6 7								
破損度a	0	一次調査 4012冊	436冊	968冊	400冊	3冊	二次調査 6011冊	138冊	1158冊	667冊	7冊	一次調査 133万冊 の内訳	14.5万冊	32.1万冊	13.3万冊	0.09万冊	二次調査 21万冊 の内訳	0.5万冊	4.0万冊	2.3万冊	0.03万冊
	割合		【10.87%】	【24.13%】	【19.97%】	【0.07%】	割合	【2.30%】	【19.26%】	【11.10%】	【0.12%】										
	1	一次調査 4012冊	72冊	750冊	766冊	31冊	二次調査 6011冊	13冊	1166冊	2072冊	98冊	一次調査 133万冊 の内訳	2.4万冊	24.9万冊	25.4万冊	1.0万冊	二次調査 21万冊 の内訳	0.05万冊	4.1万冊	7.2万冊	0.3万冊
割合		【1.79%】	【18.69%】	【19.09%】	【0.77%】	割合	【0.22%】	【19.40%】	【34.47%】	【1.63%】											
破損度b	2	一次調査 4012冊	23冊	134冊	331冊	53冊	二次調査 6011冊	1冊	125冊	439冊	60冊	一次調査 133万冊 の内訳	0.8万冊	4.4万冊	11.0万冊	1.9万冊	二次調査 21万冊 の内訳	40冊	0.4万冊	1.5万冊	0.2万冊
	割合		【0.57%】	【3.34%】	【8.25%】	【1.32%】	割合	【0.02%】	【2.08%】	【7.30%】	【1.00%】										
	3	一次調査 4012冊	0冊	8冊	13冊	24冊	二次調査 6011冊	0冊	5冊	30冊	32冊	一次調査 133万冊 の内訳	0冊	0.3万冊	0.4万冊	0.8万冊	二次調査 21万冊 の内訳	0冊	0.02万冊	0.1万冊	0.1万冊
割合		【0.00%】	【0.20%】	【0.32%】	【0.60%】	割合	【0.00%】	【0.08%】	【0.50%】	【0.83%】											

エ 劣化資料・破損資料への対応策の検討

劣化・破損マトリクス図の結果を踏まえ、劣化資料、破損資料への対応策を以下のとおり検討した上で、各対応策に該当する対象資料候補や優先度の考え方をまとめた。



## 劣化資料・破損資料への対応策



本調査研究により、従来の複製物作成や修復のほかに、脱酸性化処理及びリハウジングという新たな保存にかかる対応策を把握した。本調査結果については、平成26年度の修復計画には既に反映しているところであるが、今後、複製物作成計画、脱酸計画、リハウジングを含む修復計画を検討する際に活用していくこととしている。

### iii 館の保存する特定歴史公文書等の内容等についての調査研究

#### ① 概要

平成25年度においては、館の保存する特定歴史公文書等の内容等について計画的な調査研究を行い、館の専門的なレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を研究紀要『北の丸』に掲載し、併せて各種広報誌、ホームページ等でも積極的に公表し、利用者の利便性向上に資することとした。

#### ② 実績等

##### ア 行政機関等から移管された特定歴史公文書等の内容等の調査研究

##### a 総務省、人事院等から移管された文書に関する調査研究

対象の選定に際しては、資料群についての既存の研究成果の有無や、組織の機能・性格、移管実績等を考慮し、今後、利用者のニーズが高まる可能性がある一方で、研究成果が必ずしも豊富でない機関から優先的に調査研究を進めることとし、各省庁等の文書管理規則、組織機構の変遷や移管文書の出所（作成部署）等について分析を行った。その成果の一部として、総務省から移管された文書に関する論文を『北の丸』第46号において発表した。



- b 館が所蔵する特定歴史公文書等の利用方法の調査研究においては、歴史公文書等の所在情報を一体的に把握し、横断的に検索する仕組みについての検討に資する観点から、ICAが平成20年に策定した「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」（平成22年に日本語版を作成し、館ホームページで紹介している）に基づき、当館を事例とした記述実験について、その成果を『北の丸』第46号において発表した。この成果を踏まえ、当館以外のアーカイブズ所蔵機関に関する情報を収集・整理するなど基礎的な調査を行っている。
- c 上記の調査研究のうち、まだ成果の公表に至っていないものについては、平成26年度刊行予定の『北の丸』での公表を念頭に、原稿等の作成に向けた準備を行っている。

#### イ 内閣文庫資料の内容等の調査研究

- a 未刊史料の件名細目等については、幕府が安政3年（1856）に編集した、諸大名と幕臣等の屋敷地に関するデータ『諸向地面取調書』の人名索引を作成した。
- b 幕臣の宮崎成身が編んだ『視聴草』（全176冊）のうち、国文学系資料を中心に解題（書物の解説）（110冊）を作成した。
- c 館が所蔵する漢籍のうち、江戸時代を代表する学者・林羅山（1583～1657）の旧蔵書について、書物の内容や来歴について調査を実施し、全437タイトルのうち60タイトルについて、解題を作成した。
- d これらの調査研究の成果については、平成26年度以降、『北の丸』に順次掲載するなどの方法により、一般の利用に供する予定である。

#### ウ 調査研究会議及び業務検討会の開催

##### ① 概要

館では、平成22年度より、利用者の利便性向上等に資するため、調査研究会議を設け、歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究業務を計画的かつ組織的に進めている。

また、館の業務課題等に関する報告・討議を行う業務検討会を設け、課題の認識、情報共有を図るとともに、若手職員のプレゼンテーション能力等の向上に努めている。  
(資料3—63)

##### ② 実績等

平成25年度は、調査研究会議を2回開催し、同会議での議論を踏まえ、総務省の移管文書及び国際標準に基づく記述実験についての成果を『北の丸』第46号に掲載することができた。

また、業務検討会を4回開催し、各職員が担当外の業務についても課題の認識、情報共有を図ることができた。

引き続き、調査研究会議を通して調査研究を計画的に進めるとともに、構成員全体の調査研究能力のボトムアップを図りつつ、蓄積した研究成果を取りま

とめていく予定である。

## 8 関係機関等との連携協力

### (1) 地方公共団体との連携協力

#### ① 概要

地方公共団体との緊密な連携協力を図るため、館は、地方公共団体が行う研修会等に職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館の運営に関する技術上の指導又は助言を行っている。

また、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、全国の公文書館等への説明等により普及啓発を図り、あわせて、所在情報を一体的に提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施することとしている。

さらに、全国公文書館長会議を通じて、歴史公文書等の保存及び利用の推進のため情報共有や技術的協力等の連携協力の場を設けている。

#### ② 実績等

##### i 地方公共団体への講師派遣等

地方公文書館その他関連団体が開催する講演会等に対して、館長を始めとした役職員を講師等として、平成25年度は36件の派遣を行った。

主な講師等派遣実績は以下のとおりである。 (資料3-64)

##### ・札幌市公文書館開館記念式典及び講演会

7月1日に札幌市公文書館で開催された同記念式典において館長が祝辞を述べ、講演会に参加した。

##### ・金沢市歴史公文書保存・公開検討委員会

石川県金沢市における歴史公文書の保存・公開等に伴う諸課題について検討するため、7月3日、10月2日及び12月18日に同市で開催された同委員会に、職員が委員として参加した。

##### ・小布施町文書館講演会

10月30日に小布施町公民館で開催された同講演会において、職員が「公文書館が開く未来の扉」と題して講演を行った。

##### ・埼玉県立文書館における文書資料取扱講習会

平成26年2月5日～6日に埼玉県立文書館で開催された同講習会において、職員が文書資料の補修について実技講習を行った。

##### ii 全国の公文書館等のデジタルアーカイブ推進に向けた取組

館では、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進に向けて、これまでに以下の取組を実施してきた。

##### ・デジタルアーカイブの対応状況に関するアンケート調査

##### ・追加アンケート調査及び全国公文書館等の訪問調査(21館)の実施

##### ・パイロット・システムを通じた実証試験等の実施、標準仕様書の確定、導入・

#### 運用マニュアルの作成

- ・全国の公文書館等（36館）に対し、訪問説明等の実施
- ・岡山県立記録資料館、奈良県立図書情報館、神戸大学附属図書館大学文書史料室、福岡共同公文書館、東京都公文書館、埼玉県立文書館との横断検索の実現
- ・標準仕様書及び所在情報を一体的に提供する仕組みの構築に向けた意見交換
- ・標準仕様書の改訂

平成25年度は、平成21年以降、新たに開館（設置のみを含む。）した全国の公文書館等を含め、要望があった計5館に訪問説明等を実施した。

小布施町文書館（当館来館時に説明実施、11月18日）、ふるさと府中歴史館（12月26日）、大阪大学アーカイブズ（平成26年1月22日）、大阪府公文書館（平成26年1月22日）、福井県文書館（平成26年1月28日）

上記取組により、福井県文書館のシステムと館デジタルアーカイブとの横断検索を新たに実現した。これにより、計7館の全国の公文書館等との横断検索による連携が実現した。

	平成21年度 以前	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
横断検索による連携開始機関	—	0	1	3	1
累計	2	2	3	6	7

（注）なお、国立公文書館デジタルアーカイブの横断検索画面（平成26年3月末時点）では、上記7館の全国の公文書館等のほか、国立情報学研究所、国立国会図書館のシステムとの横断検索（計9館）が可能となっている。

#### iii 全国公文書館長会議

全国公文書館長会議は、公文書館制度の円滑な運用、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図るため、国及び地方公共団体が設置する公文書館等の長らの参集を求め、直面する諸問題についての協議を行うとともに、相互の緊密な連絡を図ることを目的として、平成元年から開催しており、平成25年度は6月11日に福岡県において開催した。



平成25年度全国公文書館長会議

会議には、全国の公文書館及び公文書館設置を検討している地方公共団体等から100名が出席した。

会議では、「公文書館を巡る諸問題に関する意見交換」の議題に関し、当館、佐賀

県公文書館、熊本県、天草市立天草アーカイブズから報告を行った。

また、各公文書館の概要、事業計画、文書の保存・廃棄・公開等に関する条例・規則等の概要を取りまとめた『全国公文書館関係資料集』を作成・配布した。

全国公文書館長会議参加者数

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
約80名	約80名	115名	100名

iv 地方公共団体における公文書管理及び公文書館に関する意見交換等

都道府県のうち、公文書館が未設置の12県（青森県、岩手県、山形県、石川県、山梨県、静岡県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）に対して、8月に公文書館の設置等に係るアンケート調査を行った。（資料3—65）

上記調査の結果から公文書館又はそれを代替する施設の設置に向けて検討に着手していると回答した5県を含む以下の計11機関を訪問し、意見交換を行った。主な内容を紹介すると、公文書館である徳島県との意見交換では、条例に設置根拠があるため、県民の理解が得られていることを理由に、行政改革で狙い撃ちになりにくいものの、新たな利用者を開拓するための努力をしているという意見や、高知県からは、公文書館を設置する方向で検討を進めているので、当館の協力、支援をお願いしたい、という意見があった。

（訪問先）

徳島県立文書館（3月18日）、青森県公文書センター（3月19日）、新潟県立文書館（3月19日）、新潟市文化観光スポーツ部歴史文化課歴史資料準備室（3月19日）、高知県総務部文書情報課（3月19日）、宮崎県公文書センター（3月19日）、宮城県公文書館（3月20日）、上越市公文書センター（3月20日）、滋賀県県民情報室（3月20日）、奈良県立図書情報館（3月20日）、熊本県庁総務部（3月20日）

(2) 関係機関等との連携協力

① 概要

館は、アーカイブズ関係機関協議会、歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議等における連携協力を通じて、歴史公文書等の保存及び利用の推進のための情報共有や技術的協力等を行っている。（資料3—66）

② 実績等

i アーカイブズ関係機関協議会

アーカイブズ活動の発展に資するため、関係機関・団体間の連携・協力の場として、平成19年度から毎年「アーカイブズ関係機関協議会」を開催している。

（構成機関）

ARMA International 東京支部、企業史料協議会、記録管理学会、日本アーカイブズ学会、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会、日本歴史学協会国立

公文書館特別委員会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、国立公文書館  
平成25年度は、第10回の会合を平成26年1月16日に館において開催し、  
各機関からの活動報告や意見交換が行われた。

ii 歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議

国の歴史資料等の保存・利用機関が保有する、歴史公文書等の情報ネットワーク  
づくりを推進するため、歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議を平成1  
3年度から開催している。

(構成機関)

宮内庁宮内公文書館、防衛省防衛研究所戦史研究センター、外務省外交史料館、  
国立国会図書館憲政資料室、衆議院憲政記念館、最高裁判所事務総局、日本銀  
行金融研究所アーカイブ、国立公文書館

平成25年度においては、同会議を3回開催し、各機関の取組状況、資料の寄贈・  
寄託やマイクロフィルム化、展示など実務的な情報交換等を行うとともに、相互の  
連携協力の方策や歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」の内容の充実等について検討協  
議を行った。

なお、これら類縁機関等と館のホームページへのリンクは、国立公文書館等を含  
む国の機関、独立行政法人等、全国公文書館、大学アーカイブズ等を合わせて、平  
成25年度末現在で99機関に上っている。

iii 国立大学法人をはじめとする各種機関における、公文書管理法施行令第2条第1  
項第3号の指定に向けた検討状況についての把握

平成24年度の独法委からの指摘を踏まえ、平成25年度計画1.(3)④iv)で  
は、「国立大学法人をはじめとする各種機関における、公文書管理法施行令第2条第  
1項第3号の指定に向けた検討状況について、内閣府と協同して把握に努める。」こ  
ととした。

これを踏まえ、平成26年度に「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を  
受けることが適当であると考えられる施設(設置予定の施設を含む。)に対してアン  
ケート調査を8月に実施した。

独立行政法人・特殊法人の調査対象法人は113法人、そのうち回答数は80法  
人であったが、「国立公文書館等」の指定について検討していると回答した法人はな  
かった。

国立大学法人・大学共同利用機関法人については、調査対象法人83法人のうち  
全ての法人から回答があり、「国立公文書館等」の指定について検討していると回答  
した法人は8法人であった。(資料3—67)

iv その他の取組

高等教育機関と連携した人材養成に係る取組として、平成25年度においても引  
き続き学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻等の講義へ職員を講師  
として派遣した。また、11月14日に東京都で開催された全国歴史資料保存利用

機関連絡協議会全国大会に理事が出席し、来賓として挨拶等を行うなど関係機関等との連携協力に係る取組を行った。

### (3) 歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」の運営

#### ① 概要

歴史公文書等を保存する国の関係機関相互の情報ネットワークを確立し、利用者の利便性向上を図る上において必要な情報を幅広く提供する目的で、平成18年7月から歴史公文書探究サイト「ぶん蔵」を立ち上げ、運営している。同サイトは、「歴史公文書等」を知らない一般の利用者の関心を高めること、「歴史公文書等」についてのあらゆる情報や知識を得ることができること、一般利用者が楽しみながら「歴史公文書等」や所蔵機関について学ぶことができることを目指して、種々の情報・コンテンツの提供を行っている。

#### ② 実績等

平成25年度においては、防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵資料に係る「トルコ船・エルトゥールル号の遭難」のほか、当館が平成25年度に開催した連続企画展に連動した「国立公文書館でみる落語の歴史」、「公文書館で『富士登山』」などをテーマとして、分かりやすく、かつ、親しみやすいコンテンツを掲載するとともに、これらを紹介する新着情報の更新（72回）を行うことにより、利用者の関心の高まりや理解促進を目指したサイト展開に努めた。この結果、「ぶん蔵」へのアクセス件数は、平成24年度より約22万件増加し約73万件となった。（資料3—68）

## 9 国際的な公文書館活動への参加・貢献

### ① 概要

館は、国際公文書館会議（以下「ICA」という。）を中心とした国際会議等へ参画し、国際的な公文書館活動への貢献に努めるとともに、外国公文書館との交流、外国の公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信等を行っている。

### ② 実績等

#### (1) 国際的な公文書館活動への積極的貢献の実施状況

##### i 「国際アーカイブズの日」記念講演会の開催

平成19年11月、ICAが設立60周年を記念して、6月9日を「国際アーカイブズの日」とし、加盟各国に対し記念行事等の開催を呼び掛けた。館はこれに呼応し、平成20年度から「国際アーカイブズの日」に合わせて「国際アーカイブズの日」記念



「国際アーカイブズの日」記念講演会

講演会を開催している。平成25年度は6月11日に福岡県において、下記の2名の講師による講演会を開催し、国及び地方が設置する公文書館、アーカイブズ関係機関等から111名が参加した。そのうち18名は一般参加者である。

「大学アーカイブズの現状と課題－九州大学の場合－」(折田悦郎九州大学教授)

「日本初世界記憶遺産山本作兵衛コレクションの保存・活用－世界記憶遺産達成の経過と課題－」(森山沾一福岡県立大学副学長)

ii 第1回ICA年次会合への参加

- ・11月22日～24日まで、ブリュッセル（ベルギー）において開催された第1回ICA年次会合期間中に開催された会合に館長等が参加した。年次会合は、平成23年まで57年にわたって開催された国際公文書館円卓会議（CITRA）を改組したものである。会期中の日程は下記のとおりである。

期日	午前	午後	夕方
11月22日(金)	国立公文書館長フォーラム		
11月23日(土)	開会式 基調講演 セッション	昼食 セッション	年次総会
11月24日(日)	セッション	昼食 セッション	まとめ

会合参加者数：約100カ国／地域、約500人

- ・11月23日の分科会「記録管理と政府の取組み」において、館長が「政府の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うするために－日本政府の挑戦」と題して、公文書管理法下における行政機関及び当館の責務、日本の一元的文書管理システムやデジタルアーカイブについて発表を行った。

(2) 国際会議等への参加の状況

i SARBICA国際セミナーへの初めての参加

9月26日～28日まで、バンドン（インドネシア）で開催された「ICA東南アジア地域支部（SARBICA）第19回理事会及び国際セミナー」に職員が参加し、27日のセミナーにおいて発表を行った。これは、アジア地域の公文書館と一層緊密な関係を築く試みとして参加を検討していたところへ主催者から国際セミナーにおける発表依頼があり、実現したものである。



SARBICA国際セミナーの様子

ii EASTICA総会及びセミナーへの参加

- ・10月15日～18日まで、成都（中国）で開催された「第11回EASTICA総会及びセミナー」に館長等が参加した。10月15日に開かれた理事会に館長が出席し、EASTICAウェブサイトの管理担当の変更、会計報告等について審議を行った。



- ・ 10月16日の総会では、香港大学との共催による既卒者向けアーカイブズ学講座の開催や新規会員の加盟が承認された。また、平成27年の第12回総会及びセミナーを日本で開催することが決定された。
- ・ 10月16日の国・地域別報告及び17日のセッションにおいて、それぞれ職員が報告・発表を行った。

### iii ICA総会等への参加

第1回ICA年次会合期間中に開催された以下の会合に館長等が参加した。

- ・ 平成23年から新たに導入された国立公文書館長フォーラムの第3回会合が11月22日に開催され、館長が参加した。アーカイブズを取り巻く課題に対するフォーラムの戦略的対応について、各国の国立公文書館長が討議を行い、ポジション・ペーパー（政策方針）を策定することを確認した。
- ・ 11月23日に開催されたICA総会に館長等が出席し、ICAの新しい内部規則の承認等を行った。加重投票制を規定した内部規則が承認されたことで、総会ではA会員（国立公文書館等）が4票、B会員（専門団体等）が2票、C会員（地方公文書館・国際機関等）が1票を与えられることとなり、即日適用された。また、平成27年の年次会合開催地として、モザンビークが正式に承認された。

### iv ユネスコ記憶遺産（MOW）選考委員会への参加

ユネスコ記憶遺産事業（メモリーオブザワールド、MOW）は、世界中の文書館、図書館、博物館の貴重な資料の保存と普及を強化することを目的とし、平成4年に開始された事業である。我が国では、平成22年に日本ユネスコ国内委員会の下に設けられたユネスコ記憶遺産選考委員会において、国として推薦する資料の選考等を行っており、館長等が委員として出席している。平成25年度は第7回（5月10日）、第8回（平成26年1月22日）の委員会が開催され、各会合において、第2回推薦物件の決定、同推薦書の検討、第3回選考基準案等について討議した。

## (3) 外国の公文書館との交流推進の状況

### i 外国の公文書館関係者の来館対応

アジア地域（インドネシア、韓国、中国）の公文書館職員をはじめ、以下の外国の公文書館関係者等の訪問を受け入れ、館内施設の紹介や役職員との意見交換を行った。各国から、今後の連携・協力の発展を期待する発言があった。

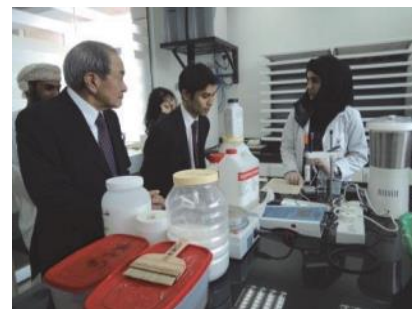
日付	国名	来館者
8月2日	米国	米国大使館情報資料担当官
8月6日	台湾	行政院文化部文化資産局員
10月17日	スウェーデン	スウェーデン国立公文書館職員
10月24日	中国	中国国家図書館副館長



11月6日	インドネシア	インドネシア国立公文書館職員
2月27日	韓国	韓国外交部・韓国国家記録院職員
3月10日	中国	中国社会科学院近代史研究所研究員

ii 外国公文書館等との相互協力・研修受入等

- 平成20年から継続しているオマーン国立公文書庁との相互交流の一環として、11月19日～29日まで、同庁職員2名を修復技術研修生として受け入れた。この取組は4年連続の実施となるが、平成26年1月における安倍首相のオマーン訪問時の日・オマーン共同声明においてこの取組に対するオマーンの謝意が表明された。また、同庁の招きにより2月、館長等がオマーンを訪問し、同庁長官と意見交換を行うとともに、研修の成果を視察した。



オマーン国立公文書庁修復施設視察

(4) 外国の公文書館に関する情報の収集状況及び館の情報の発信状況

i 先進的な外国の公文書館等への視察等情報の収集の状況

- 館長等が中国四川省档案馆、双流県档案馆、都江堰市档案馆（10月16日・18日）、ベルギー王宮アーカイブズ（11月22日）、フランス国立公文書館（11月25日・26日）、米国国立公文書記録管理院（平成26年1月27日）、ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館（1月28日）をそれぞれ視察して情報を収集した。
- ICAの「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」を用いた記述実験を行い、その成果を研究紀要『北の丸』第46号（平成26年1月）に発表した。
- 英国国立公文書館の新しい記録収集方針及びアーカイブ施設認定標準、フランスにおける公文書館制度、並びに中国国家档案局・中央档案馆の最近の動向について調査し、情報誌『アーカイブズ』第50号（6月）、第51号（10月）及び第52号（平成26年3月）に発表した。
- 諸外国の公文書館におけるソーシャルメディアの利用状況、所蔵資料の公開方法等に関する最新の状況を収集し、館の公文書管理研修・アーカイブズ研修の講義内容や配付資料に反映させた。

ii 国立公文書館の活動等に関する情報の海外への発信状況

- 9月27日、SARBIICA国際セミナーの第1パネル「アーカイブズの災害管理政策」において、職員が「アジア歴史資料センター：デジタル・アーカイブズと災害管理」と題して発表を行い、アジア歴の概要と大規模災害関連資料を紹介した。また、第3パネル「アーカイブズの災害管理：経験の共有」において、職員が「東日本大震災からの復旧・復興と公文書等修復支援事業について」と題し、

館が実施した修復支援事業を紹介するとともに、その後の地方自治体の取組状況を報告した。

- ・ 10月16日、EASTICAセミナーの国・地域別報告において、職員が「日本におけるデジタルアーカイブ及び電子記録のアーカイビングに関する取組状況」と題し、地方公文書館における負担軽減を目的としたデジタルアーカイブ・システムの標準仕様書の作成等、デジタルアーカイビングに関する館の活動について報告した。また、10月17日のセッションにおいて、職員が「アジア歴史資料センターにおけるデジタルアーカイビング」と題して発表を行い、アジアの活動を紹介した。
- ・ 館の所蔵資料の紹介及び所蔵資料に関する調査・研究を掲載した研究紀要『北の丸』第46号を、ICA・EASTICA会員の外国公文書館及び関係機関並びに日本・東アジア研究学部を持つ外国の大学図書館等138箇所へ送付した。

## 10 研修、人材養成

### ① 概要

公文書管理法第32条第2項において、館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている。

このため館では、平成23年度から、体系的かつ計画的な研修を実施する観点から、以下のとおり「公文書管理研修」及び「アーカイブズ研修」の2つの体系により、研修事業を実施している。(資料3—69～70)

「公文書管理研修」:

行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、公文書管理の重要性に関する意識啓発や、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるための研修。

「アーカイブズ研修」:

国の機関、地方公共団体等の文書の保存・利用機関の職員を対象に、非現用文書管理を中心とする研修。

また、平成23年度から、高等教育機関と連携した人材養成に係る取組として、大学生・大学院生の実習（インターンシップ）の受入れを実施している。

### ② 実績等

平成25年度に館が主催した研修の年間延べ受講者数は、「公文書管理研修」が938名、「アーカイブズ研修」が196名であり、合計1,134名であった。

公文書管理研修については、公文書管理法施行後3年目に当たり、制度の運用に係る実務上の課題への関心が引き続き高いことから、各機関の希望を踏まえ、積極的に受講者の受入れを行ったものである。また、「アーカイブズ研修」については、平成25年度計画において想定していた延べ受講者数180名程度という目標を達成した。

各研修の実施状況等は、以下のとおりである。

(資料3—71)

## (1) 公文書管理研修

### i 公文書管理研修 I

公文書管理研修 I は、公文書管理法の概要理解及び公文書等の移管等に関する基本的な事項の習得を目的としており、公文書管理法及び公文書の移管・廃棄等に関する講義を行った。

年3回実施した公文書管理研修 I の概況（延べ612名参加）は、以下のとおりである。

(資料3—72)

#### ・第1回

開催日：6月19日

受講者数：116機関288名

受講者に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：257名（回答率：89.2%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：232名（回答者の90.3%）

#### ・第2回

開催日：11月6日

受講者数：91機関174名

受講者に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：150名（回答率：86.2%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：145名（回答者の96.7%）

#### ・第3回

開催日：平成26年2月12日

受講者数：73機関150名

受講者に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：137名（回答率：91.3%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：129名（回答者の94.2%）

### ii 公文書管理研修 II

公文書管理研修 II は、公文書管理に係る関連法令等の理解並びに公文書等の管理、保存及び利用に関する専門的な事項の習得を目的としており、関連法令、公文書等の管理、評価選別、特定歴史公文書等の利用等に関する講義並びに本館及びつくば分館の見学（延べ228名）を行った。

なお、一部科目のみの受講も認めている。

年2回実施した公文書管理研修 II の概況（延べ322名参加）は、以下のとおりである。

(資料3—73)

#### ・第1回



公文書管理研修 II 講義風景

開催期間：7月9日～12日（4日間）

受講者数：73機関166名

受講者に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：135名（回答率：81.3%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：118名（回答者の87.4%）

・第2回

開催期間：12月3日～6日（4日間）

受講者数：69機関156名

受講者に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：135名（回答率：86.5%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：127名（回答者の94.1%）

iii 公文書管理研修Ⅲ

公文書管理研修Ⅲは、アーカイブズ研修Ⅲの全部又は一部の科目を受講させることにより、公文書管理法等の更なる理解及び文書管理責任者としての一層の資質の向上のために必要な専門知識の習得を目的として実施し、4機関から4名の受講があった。（概況は、第3章10(2) iii（アーカイブズ研修Ⅲ）の項に記述）

iv 府省等別公文書管理研修

府省等別公文書管理研修は、公文書管理法の概要理解及び公文書等の移管等に関する基本的事項の習得を目的として、府省等との共催により実施した。（第3章1(2) ② iii ア参照）  
（資料3—74）

(2) アーカイブズ研修

i アーカイブズ研修Ⅰ

アーカイブズ研修Ⅰは、歴史公文書等の保存及び利用に関する基本的事項を習得させるとともに、公文書館制度についての理解を深めさせ、公文書館法の趣旨を徹底させることにより、公文書館等の職員としての資質の向上を図ることを目的としている。

公文書管理に係る関連法令等、公文書の評価・選別、特定歴史公文書等の利用等に関する講義に加え、地方公共団体における公文書管理条例制定や公文書館設置に係る取組に関する事例報告のほか、テーマ別に分かれてグループ討論を行った。また、希望者に対して本館見学（87名）を行った。

なお、行政機関、独立行政法人等の職員にも、公文書館機能等に関する理解を深めさせるため、全部又は一部の科目を受講する機会を設けた。

アーカイブズ研修Ⅰの実施概況は、以下のとおりである。（資料3—75）



アーカイブズ研修Ⅰグループ討論

開催期間：9月2日～6日（5日間）

受講者数：101機関146名

受講者に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：125名（回答率：85.6%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：108名（回答者の86.4%）

## ii アーカイブズ研修Ⅱ

アーカイブズ研修Ⅱは、歴史公文書等の保存及び利用等に関する特定のテーマに係る共同研究等を通じて、公文書館等における実務上の問題点等の解決方を習得させ、もって参加者の資質の向上を図ることを目的としている。

平成25年度は、「歴史公文書等の利用に係る審査について（個人情報を中心に）」をテーマとして実施した。「情報の公開・利用と個人情報保護－基本的考え方と最近の動向－」と題する講義のほか、当館、秋田県公文書館、茨城県立歴史館、神奈川県立公文書館及び京都府立総合資料館における利用に係る審査基準、事例等についての報告、テーマ別に分かれてのグループ討論を行い、その結果を発表し、受講者全員で討論等を行った。（グループ討論の内容、経過等については、情報誌『アーカイブズ』第53号（平成26年6月刊行予定）に掲載予定。）

アーカイブズ研修Ⅱの実施概況は、以下のとおりである。（資料3—76）

開催期間：平成26年1月21日～23日（3日間）

受講者数：32機関37名

受講者に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：37名（回答率：100%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：37名（回答者の100%）

## iii アーカイブズ研修Ⅲ

アーカイブズ研修Ⅲは、国又は地方公共団体の公文書館等の職員や公文書館等の設置を目指す地方公共団体の文書主管課等の職員を対象に、公文書館法第4条第2項に定める専門職員等として必要な専門的知識を習得させ、公文書館等の中核的な業務を担当するにふさわしい人材の育成に資することを目的として、公文書館論、公文書資料論、資料管理論及び資料情報サービス論に関する講義等を実施した。

また、アーカイブズに係る高等教育機関と連携した取組として、平成25年度においても、引き続き学習院大学大学院アーカイブズ学専攻担当教授による国内外におけるアーカイブズ教育の現状等に関する講義、同専攻所属学生との意見交換、学習院アーカイブズの見学等を実施した。

アーカイブズ研修Ⅲの実施概況は、以下のとおりである。（資料3—77～78）

開催期間：前期 9月30日～10月11日（2週間）

後期 11月11日～22日（2週間）

受講者数：9機関13名

受講者（公文書管理研修Ⅲ及びアーカイブズ研修Ⅲ）に対して実施したアンケートの結果は以下のとおりである。

回答者数：17名（回答率：100%）

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人数：16名（回答者の94.2%）

また、アーカイブズ研修Ⅲの受講者は、個別課題演習担当講師及び論文指導講師の指導を経た上で、修了研究論文を提出することとしている。

提出された修了研究論文は、以下の委員で構成される「平成25年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文等審査委員会」において論文指導講師の意見を参考にしつつ審査された。その結果を踏まえ、所定の課程を修了した受講者に対して修了証書を交付した。（資料3—78）

（委員会委員）

高山 正也 国立公文書館フェロー

大濱 徹也 国立公文書館フェロー

後藤 仁 神奈川大学名誉教授

宮沢 修 埼玉県立文書館長

#### iv 地域研修会

地域研修会は、公文書館及び公文書管理制度の運用に係る専門的技術的事項の普及と理解を目的として、地方公共団体の文書主管課等の職員を対象に、地方公共団体等との共催により実施した。

平成25年度においては、福岡共同公文書館と共催により実施し（平成26年1月29日）、60名の受講があった。（資料3—79）

### (3) その他

#### i 実習（インターンシップ）の受入れ

館では、平成23年度よりアーカイブズに係る高等教育機関と連携した取組として、「独立行政法人国立公文書館実習実施要領」に基づき、大学又は大学院の在籍者を対象とする実習（インターンシップ）の受入れを実施している。

（資料3—80～81）

本実習は、実習生の在籍する大学等において単位取得の条件となることを基本としており、平成25年度は、以下のとおり受入れを行った。

開催期間：9月2日～13日（2週間）

参加者数：2機関2名

実習内容：歴史公文書等の保存及び利用に係る業務に関する実習として、アーカイブズ研修Ⅰへの参加、館の業務に関する業務説明及び実務研修

#### ii 専門職員（アーキビスト）養成の強化方策に関する検討

館では、館が実施する研修及び人材養成に係る取組の充実・強化等の方策を検討するため、「公文書管理制度を支える人材養成等のためのプロジェクトチーム」を設けて平成25年度はこの会合を2回開催し、平成26年度の研修計画等について検討を行った。

その結果、「公文書管理研修Ⅰ」の実施時期、実施回数の変更や「府省等別公文書

管理研修」及び「地域研修会」を講師派遣として整理することなどを決定した。

(資料3-82~83)

上記研修のうち、「公文書管理研修Ⅰ」については、受講希望者全員を受け入れつつも事務の効率化を図るため、実施回数を3回から4回に増やした上で、各回とも定員を設けることとした。その結果を踏まえ、平成25年度計画の数値目標は「公文書管理研修について積極的に受講者の受入れを行うとともに、アーカイブズ研修の年間延べ受講者は180名程度を目標とする。」こととしていたが、平成26年度の年度計画では「公文書管理研修及びアーカイブズ研修の年間延べ受講者は850名程度を目標とする。」こととした。